

平生町告示第19号

令和7年第7回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年8月28日

平生町長 浅本 邦裕

- 1 期 日 令和7年9月10日
- 2 場 所 平生町議会議場

○開会日に応招した議員

原 真紀さん	長尾 忠明君
中村 一幸君	中本 敦子さん
中川 裕之君	河藤 泰明君
岩本ひろ子さん	河内山宏充君
平岡 正一君	細田留美子さん
中村 武央君	

○応招しなかった議員

令和7年 第7回(定例)平生町議会会議録(第1日)

令和7年9月10日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和7年9月10日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第34号 令和7年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第35号 令和7年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第36号 令和7年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第37号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第9 認定第1号 令和6年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第2号 令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第3号 令和6年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第4号 令和6年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第5号 令和6年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第6号 令和6年度平生町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第15 認定第7号 令和6年度田布施・平生水道企業団水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 報告第3号 令和6年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第17 報告第4号 令和6年度平生町育英基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第18 報告第5号 令和6年度平生町土地開発基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第19 報告第6号 令和6年度平生町公共施設整備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第20 報告第7号 令和6年度平生町ふるさと振興基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第21 報告第8号 令和6年度平生町減債基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第22 報告第9号 令和6年度平生町まちづくり基金の運営及び収支会計の状況報告

- 日程第23 報告第10号 令和6年度平生町国民健康保険事業基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第24 報告第11号 令和6年度平生町介護給付費準備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第25 報告第12号 令和6年度平生町地球温暖化対策推進基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第26 報告第13号 令和6年度ボートパーク管理基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第27 報告第14号 令和6年度平生町森林環境整備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第28 報告第15号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告
- 日程第29 報告第16号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における田布施・平生水道企業団水道事業会計の資金不足比率の報告
- 日程第30 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第31 決算特別委員会の設置について
- 日程第32 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第34号 令和7年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第35号 令和7年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第36号 令和7年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第37号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第9 認定第1号 令和6年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第2号 令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第3号 令和6年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第4号 令和6年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第5号 令和6年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

- 日程第14 認定第6号 令和6年度平生町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第15 認定第7号 令和6年度田布施・平生水道企業団水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 報告第3号 令和6年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第17 報告第4号 令和6年度平生町育英基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第18 報告第5号 令和6年度平生町土地開発基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第19 報告第6号 令和6年度平生町公共施設整備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第20 報告第7号 令和6年度平生町ふるさと振興基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第21 報告第8号 令和6年度平生町減債基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第22 報告第9号 令和6年度平生町まちづくり基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第23 報告第10号 令和6年度平生町国民健康保険事業基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第24 報告第11号 令和6年度平生町介護給付費準備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第25 報告第12号 令和6年度平生町地球温暖化対策推進基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第26 報告第13号 令和6年度ボートパーク管理基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第27 報告第14号 令和6年度平生町森林環境整備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第28 報告第15号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告
- 日程第29 報告第16号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における田布施・平生水道企業団水道事業会計の資金不足比率の報告
- 日程第30 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第31 決算特別委員会の設置について
- 日程第32 委員会付託

出席議員（11名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 原 真紀さん | 2番 長尾 忠明君 |
| 3番 中村 一幸君 | 5番 中本 敦子さん |
| 7番 中川 裕之君 | 8番 河藤 泰明君 |
| 9番 岩本ひろ子さん | 10番 河内山宏充君 |
| 11番 平岡 正一君 | 12番 細田留美子さん |

13番 中村 武央君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君

書記 宮地 恵三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	浅本 邦裕君	副町長	……………	友田 隆君
教育長	……………	中本 稔君	会計管理者	……………	金岡 泰史君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………			……………	中尾 和正君
地域振興課長	……………	星出 一明君	デジタル推進課長	……………	横田 佳幸君
町民福祉課長	……………	淵上万理子さん	税務課長	……………	三宅 秀昭君
健康保険課長	……………	久保 秀幸君			
産業課長兼農業委員会事務局長	……………			……………	吉岡 文博君
建設課長	……………	伊藤 正晴君	環境政策室長	……………	山本 和也君
学校教育課長	……………	吉本 敏行君	社会教育課長	……………	岡本 治典君
総務課財務班長	……………	山本 順一君			

午前9時00分開会・開議

○議長（中村 武央君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第7回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中村 武央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において原真紀議員、長尾忠明議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（中村 武央君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月24日までの15日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は15日間と決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（中村 武央君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しております議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果報告、議員派遣報告並びに地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の写しをもって、諸般の報告といたします。

日程第4. 行政報告

○議長（中村 武央君） 日程第4、行政報告を行います。

町長に行政報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆様おはようございます。

9月となり暦の上では初秋、暑さが収まる頃となりましたが、まだまだ日中は30度を超える暑い日が続いております。

今月1日に気象庁は、今年の夏の平均気温が昨年を上回りこれまでで最も暑い夏になったと発表いたしました。3年連続で最も暑い夏となっており、最高気温が40度以上となった地点数は延べ30に上り過去最多となっております。8月には群馬県伊勢崎市で41.8度を観測し、国内最高記録を更新いたしました。今後も平年より気温が高くなる見通しとなっており、引き続き熱中症対策をお願いいたします。

本町では、暑い時期の職場環境が少しでも快適となるよう、5月から10月末まで軽装での勤務を認めており、多くの職員がイタリアーノひらおポロシャツを着用しております。本日は6月定例会に続いて議員の皆様とともにイタリアーノひらおポロシャツを着用して会議に臨んでおります。議会の御理解、御協力に感謝申し上げます。

さて、気象庁は今年の梅雨入り梅雨明けの確定値についても今月1日に発表しております。九州北部地方は、梅雨入りが5月16日頃、梅雨明けは6月27日頃で過去最も早い梅雨明けとな

りました。8月には梅雨の末期を思わせるような大雨となる期間がありましたが、幸いなことに本町では大きな被害はありませんでした。

これから台風が多く発生する季節となります。台風の接近に際しましては適切な対応を取るよう努めてまいります。

そうした中、定められました令和7年第7回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず全員の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

行政報告に入ります前に、8月末で締め切られました国の令和8年度予算の各省庁からの概算要求について、触れてみたいと思います。

一般会計の要求総額は、122兆4,454億円となり、3年連続で過去最大となっています。要求総額が120兆円を超えるのは初めてで、長期金利の上昇により国債費が急増し過去最大となったほか、防衛費や社会保障費が過去最大に膨らんだことによるものです。

また昨年が続いて、事業内容だけで金額を示さない事項要求が認められており、年末に向けた予算編成過程ではさらに規模が膨らむ可能性があります。

地方交付税に関して総務省は、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和7年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保するとし、令和7年度当初予算に比べて2%増となる19兆3,367億円を要求しています。

これから年末に向けて本格的な各省庁の予算折衝が行われますが、これまでも全国町村会や地方6団体で来年度予算要求や要望をしてきたところであり、その動向を注視するとともに、様々な機会を捉えて、議会の皆様と一緒に、精一杯、町の声や地方の声を県や国に上げていきたいと考えておりますので、引き続き、御指導、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これからは、6月定例会以降の諸般のことを中心に、行政報告として触れてみたいと思います。

まずは、先ほど、今年の夏は1898年に統計を開始して以降、最も暑い夏になったと申し上げましたが、熱中症対策の取組について御報告いたします。

気候変動適応法の改正により、熱中症による重大な健康被害の発生を防止するため、冷房設備を備えるなど一定の要件を満たす施設を、市町村が指定暑熱避難施設クーリングシェルターとして指定することができるようになりました。

本町では、役場本庁舎、地域交流センターなど公共施設の6施設を、また公募により5つの民間施設を指定し、熱中症特別警戒アラートが発表された際に開放することといたしました。

住民の皆さんには、お知らせ版、ホームページ、公式LINE等で指定の施設について周知を図っており、指定した施設の入り口などにクーリングシェルターのステッカーを掲示してござい

す。

今年は8月までに熱中症警戒アラートは36回発表されておりますが、熱中症特別警戒アラートの発表はなくクーリングシェルターとして開放することはありませんでしたが、熱中症特別警戒アラートが発表された際には、御利用いただければと思っております。

今後も厳しい残暑が続くと思われまます。熱中症による健康被害が生じることのないよう小まめな水分補給に心がけ、冷房設備がある涼しい場所で過ごされるなど、健康管理には十分お気を付けいただきたいと思っております。

次に、ボランティアチャレンジについて御報告いたします。

7月19日土曜日の午前7時から、ボランティアチャレンジを各地域交流センター等において実施いたしました。

この行事は、平成29年度から美しい地域づくりやボランティア意識の醸成を図るため、ボランティアチャレンジとして、各コミュニティ協議会と連携して道路のごみ拾いを行っているものです。

今年度も、教育委員会、平生町社会福祉協議会、平生町ボランティアグループ連絡協議会、そして平生町快適環境づくり推進協議会との共催により、実施したところであります。当日の参加者は約250名でありまして、地域をきれいにするボランティア活動の第一歩につながったと思っております。

最後に、災害用トイレトラックの導入事業についてです。

昨年の12月から取り組んでまいりました同事業ですが、7月25日に無事トイレトラックが納車されました。

8月7日には、一般社団法人助けあいジャパンとの間で「みんな元気になるトイレ」派遣協力等に関する協定を締結いたしました。この協定は、参加自治体が被災した場合に相互にトイレトラック等を派遣し合うもので、中国地方で初めて、全国では34番目の参加となりました。8月末現在の協定への参加自治体数は36団体であり、今年度末には57団体まで増加する見込みと聞いております。

また同日、有限会社ひらおとの間で、災害発生時等における「みんな元気になるトイレ」活用時の協力に関する協定を締結いたしております。この協定は、有限会社ひらおが所有する給水車の派遣協力に関するもので、大規模災害の発生時により町がトイレトラックを派遣する場合に、連携して災害派遣活動を行う内容となっており、全国初の試みとなります。

今後、国内で大規模な災害が発生し、被災した自治体から要請があった際には、48時間以内に出勤できる体制を整備するとともに、平常時には各種行事での使用を通じて、災害時におけるトイレの重要性等も含めた防災意識の向上につなげていきたいと考えております。

なお、町民の皆様を対象とした見学会を、9月24日に平生町体育館駐車場で、9月26日には佐賀地域交流センター駐車場で行う予定です。

トイレとして初めての派遣は、10月18日土曜日に開催される「2025大星山サイクルフェスタ in ひらお」を予定しております。

以上で行政報告を終わります。

.....

○議長（中村 武央君） 次に、教育長に教育行政に関する報告を求めます。中本教育長。

○教育長（中本 稔君） それでは、6月定例会以降の教育行政の進捗状況や経過について御報告申し上げます。

まず、平生小学校・平生中学校の学校給食事務の田布施町への委託開始についてです。

7月18日をもって平生小学校及び平生中学校における給食調理が終了いたしました。当日は佐賀小学校を含む各校を訪問し、給食調理員及び給食調理補助員の皆様に対し、これまで大きな事故もなく、子供たちに安全で安心な、そしておいしい給食を作ってこられたことへのお礼とねぎらいをお伝えいたしました。

両校の給食終了後、直ちに給食調理施設から給食搬入施設へと整備する工事に着手し、夏休み期間中に完了、8月27日には受入れ開始に向け、実際に使用します配送車両やコンテナ、食器等を使用し、受入れに携わる職員らによるリハーサルを実施して手順等の確認を行いました。

そして、9月1日には田布施町学校給食センターにおいて、平生町・田布施町の町長、町議会議長、教育長及び給食調理・配送受託業者の株式会社日米クック西日本支社山口営業所長の出席の下、田布施・平生学校給食共同調理開会式が行われ、学校給食事務の田布施町への委託が開始されました。

次に、全国学力・学習状況調査についてです。

今年度の調査は、小学6年生と中学3年生を対象に、国語、算数・数学の2教科に理科を加えた3教科で行われました。

このたび公表された全国学力・学習状況調査の結果を基に、今年度後半の学力向上の取組を進めていますが、小中学校を通じて、知識や技能を活用する力や表現する力の育成の重要性について再認識したところです。調査の対象が異なるため毎年の結果には変化がございますが、このたびの本町の学力調査の結果は、小学校においては、国語が全国平均並みでございましたが、算数・理科は全国平均をやや下回る結果で、中学校においては国語・数学・理科の3教科全て全国平均を下回るという結果となりました。

質の高い授業を日々実践していくことが重要であり、今後一層、授業改善や授業研究の取組を継続するとともに、子供たち一人一人のつまづきを解決するための個に応じた指導の充実に努め

てまいります。

また、今年度で39回目となる平生中学校における地域と連携した伝統のある行事、ふるさと体験学習講座が7月5日に開催されました。

学年ごとに6講座が準備され、全部で18の講座が開かれました。学校運営協議会や地域の皆様の御協力のおかげで、生徒は日頃経験できないことや昨年度とは異なる講座を体験でき、充実した時間を得ることができました。この行事を通して、地域と学校とのつながりの深さを改めて感じることができました。

また、8月18日には、町内の教員全てが佐賀小学校に集まり、小中合同研修会を開催しました。

今年度の研修会は、小学校と中学校の教員が学力向上部会、生徒支援部会、体づくり部会、地域連携部会の4つの部会に分かれ、児童生徒の現状やこれまでの成果を共有しながら、今後、重点的に育てたい力や取り組むべき課題について協議を行いました。これら4つの部会は、小・中学校教職員が義務教育9年間の教育活動を理解した上で、自分の果たすべき役割をこれまで以上にしっかりと認識できるよう、今年度初めて組織したものです。協議を通して、小・中学校教員間の違いに気づいたり、学び合ったりしながら、連携・協働して児童生徒を育てようという意識を高めていました。

教育委員会では、このたびの小中合同研修会をきっかけに、教員自身が小中9年間の見通しを持ちながら主体的で効果的な取組ができるよう、支援をしていくこととしております。

続きまして、社会教育関連の行事について、7月・8月に開催した3つの行事の御報告をさせていただきます。

1つ目は、7月30日、31日、8月1日の3日間にわたり開催した平生町人権学習講座です。1日目は、山口短期大学教授の加藤浩久氏を講師に迎え、「人権教育の推進について～人権教育が見落としてきたもの～」と題した講演、2日目は、山口市のBAR田中ゲイ企画オーナーの田中愛生氏より、「LGBTQ+基本講座～すべての人が暮らしやすい社会～」と題した講演、3日目は、厚生労働省が公開する教材「扉をひらく、未来をひらく～公正な採用選考～」を活用したビデオフォーラムに続き、「働きやすい職場づくりのために」をテーマにワークショップを行いました。

今年度の人権学習講座には、3日間で延べ162名の方に受講いただき、町民や町内在勤者の人権意識の向上につながりました。

2つ目は、歴史民俗資料館で7月23日から開催している特別展、平生今昔写真展です。平生町合併70周年記念事業として、資料館に残る懐かしい写真と同じアングルで撮影した現在の写真を並べて展示しています。

町内外から多くの来館があり、好評につき当初9月21日までの会期を10月18日まで延長し、資料館で保管している昔の写真を追加展示しています。

3つ目は、戦後80年に当たり、8月8日から阿多田交流館で開催している特別展「平生基地から出撃した若者たち～今、平和について考える～」です。

人間魚雷回天の訓練基地があった周南市、光市から関連資料の提供等の御協力をいただき、開催しています。常設展に加え、基地から出撃した搭乗員に関する資料や遺品等を展示しています。例年8月は入館者が多く、昨年8月の入館者は332人でした。本年8月の入館者は811人で、特別展開始後の8月8日以降は来館者が増え、8月8日から9月7日までで937人となっています。特別展開始後は、親子での来館が目立ちました。親子で戦争・平和・命の貴さについて話すきっかけとなり、次世代への平和学習につながっていると感じています。

この特別展は、9月21日まで開催します。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わります。

.....
○議長（中村 武央君） これをもって、行政報告を終わります。

日程第5. 議案第34号

日程第6. 議案第35号

日程第7. 議案第36号

日程第8. 議案第37号

日程第9. 認定第1号

日程第10. 認定第2号

日程第11. 認定第3号

日程第12. 認定第4号

日程第13. 認定第5号

日程第14. 認定第6号

日程第15. 認定第7号

日程第16. 報告第3号

日程第17. 報告第4号

日程第18. 報告第5号

日程第19. 報告第6号

日程第20. 報告第7号

日程第21. 報告第8号

日程第22. 報告第9号

日程第23. 報告第10号

日程第24. 報告第11号

日程第25. 報告第12号

日程第26. 報告第13号

日程第27. 報告第14号

日程第28. 報告第15号

日程第29. 報告第16号

○議長（中村 武央君） 日程第5、議案第34号「令和7年度平生町一般会計補正予算」から日程第8、議案第37号「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」及び日程第9、認定第1号「令和6年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第15、認定第7号「令和6年度田布施・平生水道企業団水道事業会計決算の認定について」までの件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明並びに日程第16、報告第3号「令和6年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告」から、日程第29、報告第16号「地方公共団体の財政の健全化に関する法律における田布施・平生水道企業団水道事業会計の資金不足比率の報告」までの報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは、御提案をいたします予算3件、条例1件、認定7件の議案につきまして、順を追って説明を申し上げます。

議案第34号「令和7年度平生町一般会計補正予算」でございます。

今回の補正額は1億5,009万7,000円を追加いたしまして、予算総額は65億7,658万5,000円となるものであります。

まず、歳出の主なものより申し上げます。

歳出につきましては、15ページからであります。

財政管理費では、地方財政法第7条第1項の規定に基づき、令和6年度決算に伴う決算剰余金の一部を財政基金への積立金として計上いたしております。

地域振興費では、地域おこし協力隊の募集及び支援業務の拡充に要する経費を計上いたすほか、熊南総合事務組合の共同運航事業への負担金を、県補助金の確定及び職員の増員に伴い増額補正いたすものであります。

情報政策費は、県のデバインド対策補助メニューの変更に伴い、事業内容の見直しを行うものであります。

民生費では、過年度分の国県支出金の返還金を計上いたすほか、社会福祉総務費では、国民健

康保険事業勘定特別会計への繰出金を増額補正いたしております。

障害者福祉費では、就労選択支援サービスの創設に伴うシステム改修に要する経費を計上いたしております。

16ページの定額減税補足給付金事業費では、事業実施に要する時間外勤務手当等につきまして、見込みにより増額補正いたすものであります。

保育所運営費では、学校給食集約化事業による中学校からの調理員の異動に伴い、人件費を増額補正いたすものであります。

17ページの衛生費では、過年度分の国県支出金の返還金を計上いたすほか、母子衛生費では、未熟児養育医療給付を見込みに伴い増額補正いたすものであります。

18ページの土地改良事業費では、農業用水路等長寿命化・防災減災事業として実施しますため池切開の工事費につきまして、資材価格の高騰に伴い増額補正いたすものであります。

林業振興費では、やまぐち森林づくり県民税による里山等整備支援事業として実施します大星山登山道の修景伐採に要する経費を計上いたすものであります。

観光費では、観光関連施設等の修繕に要する経費につきまして、見込みにより増額補正いたすものであります。

19ページの住宅管理費では、死亡した町営住宅入居者に身寄りがないことから、相続財産清算人の選任申立てに要する経費を計上いたすものであります。

中学校費の給食費では、保育所への調理員の異動に伴い、人件費を減額補正いたすものであります。

続きまして、歳入の主なものについて申し上げます。11ページからであります。

地方特例交付金及び地方交付税の普通交付税につきましては、交付金額の確定に伴い補正をいたすものであります。

なお、普通交付税の減額における主な要因といたしましては、基準財政収入額において税収入額の見込額が過少であったことなどによるものであります。

13ページにかけての負担金及び国庫支出金、県支出金につきましては、主に歳出において御説明いたしました事業に伴う特定財源を計上いたすものであります。

繰入金につきましては、追加の財政需要に要する財政基金からの繰入金を計上いたしております。

繰越金につきましては、令和6年度決算における決算剰余金の確定に伴い増額補正をいたすものであります。

14ページの諸収入につきましては、後期高齢者医療療養給付費負担金の精算に伴う過年度返還金を計上いたしております。

なお、20ページから給与費明細書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第35号「令和7年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」でございます。

今回の補正額は、1,048万4,000円を追加いたしまして、予算総額は15億4,825万6,000円となるものであります。

補正内容は、普通交付税の財政安定化支援事業費の確定に伴う繰入金の増額補正及びそれに伴う国民健康保険事業基金繰入金の調整減額をいたすほか、令和6年度決算に伴う繰越金の増額補正と、それに伴う国民健康保険事業基金積立金の調整増額でございます。

続きまして、議案第36号「令和7年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算」でございます。

今回の補正額は5,815万2,000円を追加いたしまして、予算総額は13億9,309万4,000円となるものでございます。

補正内容は、歳入において過年度国庫支出金及び令和6年度決算に伴う繰越金、歳出において過年度国庫支出金等の返還金を計上いたし、介護給付費準備基金への積立てにより調整いたすものであります。

続きまして、議案第37号「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、関係する2つの条例について所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、部分休業制度の拡充及び仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい環境の整備を図るものであります。

施行日につきましては、令和7年10月1日といたします。

以上をもちまして、本日御提案申し上げます議案につきましては提案理由説明を終わらせていただきますが、次の令和6年度の一般会計ほか4つの特別会計の歳入歳出決算、公営企業会計の決算及び田布施・平生水道企業団水道事業会計の決算の内容につきましては、友田副町長から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

終わりに報告14件でございますが、まず、基金に関する報告が12件でございます。議案の末尾に本町の基金であります財政基金のほか11基金の令和6年度の運営状況、これに伴います収支の状況を地方自治法の規定に基づきましてそれぞれ報告させていただいております。

最後に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率、公営企業会計の資金不足比率及び田布施・平生水道企業団水道事業会計の資金不足比率の報告がございます。同

法律に基づき、監査委員の意見を付して実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の健全化判断比率と公営企業会計及び田布施・平生水道企業団水道事業会計の資金不足比率を報告するものでございます。

なお、説明不足の点につきましては、副町長の決算についての説明が終わりました後、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えさせていただきますので、よろしく御審議をいただきまして、御議決あるいは御認定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中村 武央君） 友田副町長。

○副町長（友田 隆君） それでは、認定第1号から7号の一般会計及び特別会計、企業会計の歳入歳出決算につきまして、御説明を申し上げます。

各会計の決算につきましては、監査委員の審査を受けましたので、地方自治法第233条第3項の規定に基づきその意見を付して認定をお願いいたしますのであります。

なお、財産に関する調書は、地方自治法施行令第166条第2項の規定に基づき作成いたしました。別冊としておりますので、申し添えいたします。

令和6年度におきましては、5回の補正予算の提案、1回の専決処分の執行など皆様方に審議をお願いいたし、適切な議決を賜りましたこと改めましてお礼申し上げます。

最初に、認定第1号「令和6年度平生町一般会計歳入歳出決算について」御説明申し上げます。決算書19ページの実質収支に関する調書と監査委員の審査意見書8ページを御覧ください。

歳入総額は6億8,383万9,775円、歳出総額は6億2,125万2,830円で、歳入歳出差引額が2億3,258万6,945円となっております。

翌年度に繰り越すべき財源につきましては、繰越明許費繰越額が4,337万7,000円であり、実質収支につきましては1億8,920万9,945円となるものでございます。

単年度収支につきましては2億5,442,214円の黒字、実質単年度収支につきましては、財政基金の取崩しに伴い赤字となっております。

歳入歳出の前年度比につきましては、歳入が5.8%の増、歳出が7.7%の増となっており、歳入におきましては、県支出金の予防接種健康被害救済給付費や諸収入のデジタル基盤改革支援基金の増額のほか、保健センター改修事業、災害復旧事業費等の繰越事業に係る町債の増額などが主な要因となっております。

歳出におきましては、自治体情報システム標準化事業費のほか、繰越事業の保健センター改修事業費や公共土木施設災害復旧事業費の増額が主な要因であります。

それでは、決算書の各予算費目の順に主要な施策等の成果を御説明申し上げます。

歳入からであります。決算書の23ページから御覧いただきたいと思っております。

町税は、定額減税に伴う個人町民税の減額により、前年度比3,795万1,642円、

2.9%の減少となっております。

24ページからの税交付金は、原資となる税収増に伴い軒並み増加しており、特に地方消費税交付金においては、前年度比2,470万7,000円、9.0%の増加となっております。

25ページの地方交付税は、普通交付税の追加交付等により、全体で前年度比2,012万4,000円、0.9%の増加となっております。

28ページからの国庫支出金は、子供のための教育・保育給付交付金や児童手当負担金などの増額により、前年度比1,493万2,050円、2.0%の増加となっております。

30ページからの県支出金は、予防接種健康被害救済給付費などの増額により、前年度比4,904万6,242円、12.5%の増加となっております。

34ページの寄附金は、企業版ふるさと納税等の増額により、前年度比787万5,491円、40.7%の増加となっております。

繰入金は、主に財政基金繰入金の減額により、前年度比1億5,818万5,660円、50.8%の減少となっております。

35ページからの諸収入は、主に雑入のデジタル基盤改革支援基金の増額により、前年度比9,886万326円、146.7%の増加となっております。

37ページからの町債は、主に繰越事業の新庁舎整備事業及び保健センター改修事業、災害復旧事業の増額により、前年度比2億3,293万5,000円、81.6%の増加となっております。

続きまして、歳出であります。

40ページの総務費は、前年度比1億700万3,424円、9.6%の増加となっております。自治体情報システム標準化事業による増額が主な要因であります。

43ページからの地域振興費では、関係人口創出に向けたイタリアーノひらおシティプロモーション事業として、メルカートの開催やアートプロジェクトなどの様々な取組を展開しました。

45ページからの地域交流センター運営費では、堅ヶ浜及び平生まち・むら地域交流センターの改修を実施し、地域拠点施設の整備を進めました。

46ページからの情報政策費では、自治体情報システム標準化事業のほか、POSレジシステムの導入や申請書作成支援システムの拡充など、DX推進の取組を実施しました。

47ページの新庁舎整備事業費につきましては、繰越事業でございます。令和5年度の予算計上時の計画から変更が生じており、多額の不用額が発生しております。計画変更の主なものは、今後も利用予定であった3号棟の老朽化が著しいことが判明したことにより、建て替えることにしたこと、また、そのことに伴い、屋外トイレ棟などの整備を中止したことによるものでございます。

それでは、詳細について御説明いたします。

まず、需用費において敷地内の看板等製作費を計上しておりましたが、整備の遅れから全額未執行となっております。

次に、屋外トイレ棟・連絡通路の設計及び施工につきまして、実施設計の完了後に、先ほど申しました計画変更が生じたことから、工事費については全額未執行となっております。

EVスタンド等設置工事につきましては、財政面でより有利な国の補助メニューを活用したことから、事業費が大きく減少しております。

それぞれ状況の変化に応じて、やむを得ず対応したものではございますが、本来、繰越事業における事業内容は確定的なものであるべきであり、このたび変更が生じた要因は、見通しの甘さにはかなりません。結果的に、未施工となった実施設計に要した経費が町にとっての損失であることは明らかであり、今後はこのようなことがないように、一層の精査に努めてまいり所存でございます。

続きまして、生活応援商品券配布事業費では、繰越事業として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した、商品券配布事業の換金業務等を実施しました。

49ページの戸籍住民基本台帳費では、繰越事業として戸籍の氏名に振り仮名を記載するためのシステム改修を実施いたしました。

選挙費では、衆議院議員選挙を執行いたしました。

51ページからの民生費は、前年度比3,891万575円、2.1%の増加となっております。児童手当支給事業等による増額が主な要因であります。

社会福祉総務費では、第4次平生町地域福祉計画策定に向けたアンケート調査を実施いたしました。

54ページからの繰越事業を含む物価高騰対応重点支援給付金事業費及び低所得世帯支援給付金事業費では、物価高騰に対する国の緊急支援策に取り組んでまいりました。

55ページの児童福祉総務費では、第3期平生町子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。

児童環境づくり推進事業費では、こども家庭センターを設置し、子供に関する業務の集約化及び子ども・子育て支援体制の充実化を図りました。

56ページの児童措置費では、児童手当制度の改正に伴い、支給対象及び支給額を拡充し児童手当を支給いたしました。

保育所運営費では、第2子以降の3歳未満児の保育料完全無償化事業を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図りました。

58ページからの衛生費は、前年度比1億3,968万4,217円、35.2%の増加となっ

ております。健康被害救済給付金及び繰越事業の保健センター改修事業費による増額が主な要因であります。

59ページからの母子衛生費では、遠方での分娩に係る費用を助成する妊婦支援事業を新たに実施したほか、カンガルーノひらお育児応援事業をはじめとした妊娠・出産・子育て期へ包括的な支援を実施しました。

60ページの予防費では、新型コロナウイルスワクチンの定期接種を開始したほか、健康被害救済給付金の給付を実施しました。

保健センター運営費では、繰越事業の施設改修費に加え、照明のLED及び空調設備の改修を実施いたしました。

61ページの環境衛生費では、地球温暖化対策推進基金を活用し電気自動車購入促進事業を実施し、家庭からの地球温暖化対策の推進を図りました。

清掃費では、清掃センター及び衛生センターの施設整備に伴い、周東環境衛生組合への負担金が大幅に増額しております。

62ページからの農林水産業費は、前年度比3,574万2,276円、20.0%の増加となっております。単独土地改良事業及び漁港海岸保全施設整備事業の繰越事業分の増加が主な要因であります。

63ページの農業振興費では、新規就農者の支援を推進するとともに、新たな振興作物への取組としてオリーブオイルの特産品開発や繰越事業の尾国地区農地区画整理事業に係る測量等を実施しました。

64ページの土地改良事業費では、単独土地改良事業として繰越事業分を含む農道整備工事に取り組んでまいりました。また、県のふるさと農道緊急整備事業により、農免農道における洪水等災害防止機能の維持を図ってまいりました。

65ページからの林業振興費では、森林経営管理事業といたしまして、森林環境譲与税を活用した町内民有林の適切な管理を進めていくための取組を行いました。

66ページの水産業振興費では、新規漁業者の確保・支援のほか、県事業としまして栽培漁業センターの老朽化に伴う施設改修を行いました。

漁港建設費では、漁港海岸保全施設整備事業として浜田地区の胸壁工事等取り組んでまいりました。なお、67ページの漁港建設事業費は、繰越事業の漁港海岸保全施設整備事業費を計上しているもので、当該費目は、令和6年度から漁港管理費と漁港建設費に分割したものでございます。

67ページからの商工費は、前年度比176万6,574円、3.6%の増加となっております。商工振興費では、平生港の貿易振興を図るため、荷主への補助金を交付する平生港利活用促進

事業を実施しました。

68ページからの観光費では、オリーブの搾油を実施しオリーブオイルの試作品を製造するほか、農業振興事業と連動した取組を行いました。

69ページからの土木費は、前年度比276万9,672円、0.4%の減少となっております。単独町道改良事業や大内川総合流域防災事業等の増額、道路橋梁補修事業等の減額が主な増減の要因です。

道路橋梁維持費では、道路メンテナンス事業補助金を活用した橋梁補修工事、社会資本整備総合交付金を活用した町道法面対策工事などを行い、道路維持管理に取り組んでまいりました。

70ページの道路橋梁新設改良費では、繰越事業を含みまして6件の道路改良工事を実施し、道路整備に取り組んでまいりました。

河川維持改良費では、繰越事業を含みまして4件の改良工事と2件のしゅんせつ工事を実施し、河川整備に取り組んでまいりました。

72ページの下水路費では、1件の下水路改修工事を実施し、水路整備に取り組んでまいりました。

住宅管理費では、磯崎団地外装改修工事等による施設の維持管理のほか、繰越事業として中村団地の解体工事などによる施設管理を進めてまいりました。

消防費は、前年度比2,404万6,732円、8.3%の増加となっております。山口県防災行政無線再整備負担金や、防災公園等基本設計業務による増額が主な要因であります。

73ページの非常備消防費では、消防団活動支援用ドローン整備事業としまして、5機のドローンを各分団に配備いたしました。

消防施設費では、繰越事業としまして、大野地区の水利不足地域に新たな防火水槽を1基設置しました。

74ページの防災費では、防災公園等整備事業における基本構想及び基本計画を策定いたしました。また、県事業として、県庁と県内の全市町・消防を結ぶ地域衛星通信ネットワークシステムの整備を実施しました。

教育費は、前年度比4,812万5,645円、12.3%の増加となっております。学校給食集約化事業に伴う負担金の増額が主な要因であります。

76ページの学校給食では、繰越事業を含む田布施町学校給食センターの施設整備費等について、事務委託先の田布施町に対して負担金を支出しております。

小学校費の学校管理費では、平生小学校において、学校給食センターから配送される給食を受け入れるための施設整備を実施しました。

77ページからの小学校費給食費では、臨時交付金を活用した学校給食費高騰分支援事業を实

施し、保護者の負担軽減を図る取組を行ってまいりました。

78ページからの中学校費の学校管理費では、小学校費と同様、給食受入施設の整備を実施しました。

80ページの中学校費の給食費では、小学校費と同様に、学校給食費高騰分支援事業を実施しました。

84ページの阿多田交流館運営費では、空調設備の改修及び照明のLED化を実施しました。

85ページからの災害復旧費は、前年度比5,434万3,814円、110.0%の増加となっております。繰越事業の公共土木施設災害復旧事業費の増額が主な要因であります。

86ページの公債費は、元利償還金の減額に伴い、前年度比1,896万7,250円、3.9%の減少となっております。

諸支出金は、前年度比1,852万820円、15.2%の増加となっております。柳井地域水道広域化事業負担金及び水道料金低減対策事業補助金の増額が主な要因であります。

以上が、一般会計における決算概要であります。令和6年度における経常収支比率は87.0%となり、3.8%減少しております。

また、実質公債費比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により算定した数値において11.4%となり、一般会計及び公営企業における元利償還金の減少が主な要因で、0.8%減少しております。将来負担比率につきましては116.0%となり、0.5%減少しております。公営企業における地方債残高の減少が比率改善の主な要因であります。各種指標において早期健全化基準はクリアしていますが、他団体と比較しますと依然として高い数値であるため、今後も財政運営に注意を払い、比率の改善を重点課題として取り組んでまいります。

また、財政基金の残高は、令和5年度末と比較いたしますと、3,740万2,069円減額し、令和6年度末残高は、5億1,081万6,404円となっております。

これらの主な要因は、経常経費充当一般財源の増加によるものが大きいと分析しております。

社会保障関係経費や老朽化した公共施設の維持補修費の増加、人口減少に伴う納税義務者の減少などにより一般財源の確保が難しくなることから、地方財政を取り巻く環境は予断を許さない状況にあり、今後も引き続き行財政改革を推し進め、財政健全化に取り組むことが必要不可欠であると認識しております。

以上で、一般会計の説明を終わらせていただきます。

○議長（中村 武央君） ここで休憩をいたします。再開を10時15分、10時15分といたします。

午前10時03分休憩

午前10時15分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

引き続き提案理由の説明を求めます。友田副町長。

○副町長（友田 隆君） 続きまして、特別会計について御説明を申し上げます。

認定第2号「令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について」御説明を申し上げます。歳入総額は15億4,298万5,007円、歳出総額15億3,249万9,943円、歳入歳出差引額は1,048万5,064円であります。

歳入の主な状況としまして、国民健康保険税は、前年度と比較して863万800円の増加、県支出金は4,226万8,807円の増加、繰入金は501万7,586円の減少となっております。

次に歳出であります。保険給付費は6,335万4,238円の増加、国民健康保険事業費納付金は326万2,421円の増加となっております。

続きまして、認定第3号「令和6年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算について」であります。

歳入歳出総額ともに2,336万5,456円となり、実質収支額もゼロとなるものであります。

介護認定審査会の総開催回数は74回で、前年度と比較して2回の増加、審査・判定件数は1,844件で33件減少しております。

続きまして、認定第4号「令和6年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について」であります。

歳入総額は13億9,917万2,953円、歳出総額は13億4,054万6,716円となりまして、歳入歳出差引額5,862万6,237円を令和7年度へ繰り越すものであります。

令和6年度末の第1号被保険者数は4,398人で、前年度と比較して43人減少しております。

歳入につきましては、介護給付費に要する財源として、保険料・国庫支出金・支払基金交付金・県支出金などで構成しております。

歳出の保険給付費につきましては、前年度と比較して734万273円の増加となっております。

次に、認定第5号「令和6年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について」であります。

歳入歳出総額ともに2億9,985万1,123円となりまして、実質収支額もゼロとなるものであります。

主な歳入の状況としまして、後期高齢者医療保険料は前年度と比較して1,777万

4,174円の増加、歳出では山口県後期高齢者医療広域連合給付金が2,783万5,423円の増加となっております。

続きまして、認定第6号「令和6年度下水道事業会計決算について」であります。

3ページ目をお願いいたします。決算報告書の収益的収支でございます。

下水道事業収益の決算額は、5億5,896万1,675円となっております。主なものは、一般会計からの繰入金と下水道使用料でございます。

次に支出でございますが、下水道事業費用の決算額は、5億5,001万9,734円となっております。主なものは、減価償却費と流域下水道維持管理負担金でございます。

続きまして、資本的収支でございます。4ページ目をお願いいたします。

資本的収入の決算額は、3億9,789万4,800円となっております。主なものは、企業債、他会計出資金及び補助金でございます。

次に支出でございますが、資本的支出の決算額は、5億4,940万2,161円となっております。建設改良費と企業債元利償還金からなります。このうち、建設改良費につきましては、管渠布設工事や漁業集落排水施設機能保全事業改築工事等を実施したものでございます。

また、決算書の5ページ以降には、損益計算書等財務諸表及び決算附属書類を添付しております。

続きまして、認定第7号「令和6年度田布施・平生水道企業団水道事業会計決算の認定について」であります。令和7年3月31日をもちまして田布施・平生水道企業団が解散しましたので、田布施・平生水道企業団規約第12条第2項の規定によりまして決算認定をお願いするものでございます。

7ページ目をお願いいたします。決算報告書の収益的収支でございます。

水道事業収益の決算額は、7億8,260万8,028円となっております。主なものは、水道料金と他会計補助金でございます。

8ページ目をお願いいたします。次に支出でございますが、水道事業費用の決算額は、6億9,038万4,645円となっております。主なものは、原水及び浄水費中の受水費と減価償却費でございます。

9ページ目をお願いいたします。続きまして、資本的収支でございます。

資本的収入の決算額は、1億5,194万5,319円となっております。主なものは、企業債、出資金及び工事負担金でございます。

10ページ目をお願いいたします。資本的支出の決算額は、3億841万5,416円となっております。主なものは、建設改良費と企業債償還金でございます。

このうち、建設改良費につきましては、主なものとして浄水設備及び配水設備に関する工事を

実施したものでございます。

また、決算書の11ページ以降には、財務諸表及び決算附属書類を添付しております。

以上で、歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきますが、決算書及び附属資料、決算審査意見書等を御参考に、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村 武央君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第30. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（中村 武央君） 日程第30、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により、順次発言を許します。原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 町内での平和教育・平和学習を考える。今年で日本は戦後80年を迎えました。80年間、戦争がない暮らしが続いているのです。本当に尊いことだと思います。平和でなければ、暮らしも教育も発展していきません。このたびの質問は、平生町内での平和教育・平和学習についてお伺いいたします。

私は、今年5月に広島市内で、実際に戦争体験がある方のお話を聞く機会がありました。会場は市内の「Social Book Cafe ハチドリ舎」です。ハチドリ舎では、毎月6のつく日に語り部の方をお呼びしています。大勢に対して語りかける証言会ではなく、身近にいる語り部のおじいちゃん、おばあちゃんと話して仲よくなってもらいたい。そんな思いで、小さな規模で直接お話しできるよう語り部の方にカフェに滞在してもらっています。

実際に私と子供たちも、現在五日市に住んでいる83歳の男性の方からお話を聞くことができました。話の前に、その方が庭の木の枝で作った鉛筆を下さいました。そして、地図を見ながらこの辺りでよく遊んだよとか、泳ぐのが苦手なこと、原爆が落とされたときにお姉さんと出かけていたが、あと1メートル進んでいたら原爆の熱線で黒焦げになっていたこと、黒い雨が降ったこと、その雨に当たった野菜を知らずに食べた話など、その方が体験されたことをそのまま聞きました。

こんな小さなきっかけですが、私たち家族はもらった鉛筆を使うとき、戦争のニュースを聞くときにこの人のことを思い出しています。それは戦争を経験された方と実際につながったからだと思います。

その後、語り部の方に教えてもらった国立広島原爆死没者追悼平和祈念館を見学しました。ここは原爆死没者を追悼し、原爆で多くの人々が亡くなった事実を伝え、命の大切さ、平和の尊さを考えるために、原爆死没者のお名前と遺影が登録され、体験記、証言ビデオなど収集・整理してあるところです。実際に私たちが話を聞いた方の御家族ももう亡くなられており、検索すると

登録されていました。

この祈念館は2002年に開館し、先日来館者数が600万人目となったそうです。海外からの来館者も増加していて、館長は被爆者の言葉で被爆の実相を伝えていくということが使命であると話されていました。

平生町内には、人間魚雷回天の資料を展示紹介している阿多田交流館があります。この夏にも、先ほどの行政報告にもありましたが、特別展示が設置され、いつもより来館者が多いと聞きました。私も子供たちと一緒に夏休みに訪れました。難しい内容もありましたが、小学生の子供たちは、それぞれに関心を持って見学しました。

これから戦争体験をされた方が減少し、そのお話を聞いた方が減ってくる。自分たちの暮らしと戦争がかけ離れていることに怖さを感じています。できれば直接お話を聞く機会があれば、子供たちも深くその方とつながることができると思います。私自身も自分のこととして考え行動できるように、折に触れ学び続けることが大切であると感じました。

現在も、ウクライナへのロシア侵攻やイスラエルとパレスチナの紛争など、テレビやラジオなどの報道で見聞きすることが日常にあります。日本で暮らしていると、遠い場所で起こっていることなのでなかなか実感が湧きません。平和であることの大切さを一緒に考え、どう伝えていくか難しさも感じます。

同じ回天訓練基地のあった周南市大津島の回天記念館では、戦後70年を契機に2015年から毎年、回天を通じて小中学生とその保護者向けに体験講座を開催しています。同じようなことは、施設の規模が違うので難しいかもしれませんが、平生町独自の方法は模索し、平生からも平和の大切さを町内外に発信していく役目があると感じています。現在、開館20年を迎えた阿多田交流館は、これからも平和教育・平和学習の拠点の一つとして、とても大切な場所になると考えます。

このようなことから、2つ質問いたします。

1つ目、近年の平生町内の小学校、中学校では、平和教育・平和学習への取組はどのように計画、実施されているのでしょうか。

2つ目、これからの阿多田交流館の活用を含め、町内での平和教育・平和学習をどのように計画されているのか、お伺いいたします。

○議長（中村 武央君） 中本教育長。

○教育長（中本 稔君） まず、小中学校における平和学習の計画・内容についての御質問にお答えいたします。

小中学校では、主に社会科及び総合的な学習の時間において平和学習を実施しております。

小学校社会科では、6年生が日本の近現代史を学ぶ際、戦時中の人々の暮らし、戦後の復興と

日本国憲法、国際連合の働き、日本の国際協力などを通して、平和の意味を多面的に理解していきます。

中学校の社会科では、こうした学習をさらに深めております。総合的な学習の時間では、教科での学びを踏まえ、各学校が具体的なテーマを設定して学習を進めております。

小学校では、高学年が平和学習をテーマに設定し、阿多田交流館の指導員から阿多田地域の歴史や人間魚雷に関する説明を受け、自分たちの暮らす平生町と戦争との関わりを学んでおります。

中学校では、本年度5月に1年生が校外学習で阿多田交流館を訪問し、回天慰霊碑の前で平和集会を行いました。これら阿多田交流館を活用した学習は、社会教育課の生涯学習まちづくり出前講座を活用して実施しております。

また、2学期には、平生小学校が広島平和記念資料館及び平和記念公園を目的地とした社会見学を計画しているほか、佐賀小学校では、沖縄で戦死された平生町出身者の認識票が返還された事例について、遺族の方から直接お話を伺う計画です。

今年は戦後80年の節目の年に当たります。改めて平和学習を戦争によってもたらされる惨禍や核兵器の脅威への理解、平和の尊さについて学ぶ機会にしていきたいと考えております。

次に、阿多田交流館の今後の活用を含む平和教育・平和学習の計画についての御質問にお答えします。

原議員の御指摘のとおり、戦争体験や地域の記憶の風化が進む中、次世代へ確かな学びとして継承することは私たちの責務であります。阿多田交流館は、本町の貴重な学習資源であり、平和教育の拠点として今後も一層重要な役割を担うものと認識しております。

現在、阿多田交流館では、当時の状況を理解するとともに平和の大切さを再認識し、この事実を次世代へ伝承することを目的として、水中特別攻撃隊に関する資料、若き搭乗員たちの手記や遺品など約400点を展示しております。併せて、地域団体や学校等の要請に応じた出前講座や企画展を実施し、幅広い世代の学びを支えています。

今後の方針として、学校教育では、これまでの取組を計画的に継続し、事前・事後学習の充実により学習効果の向上を図ります。

社会教育では、企画展の計画的な開催や出前講座の拡充を進めるとともに、指導員の確保・育成を図り、継続的な運営体制を整備してまいります。

また、回天の訓練基地があった周南市及び光市と連携し、本年8月8日から特別展を開催しています。今後も連携を継続し、共同展示等を実施することで、広域的な学習ネットワークの構築を進めてまいります。

これらの取組を通じ、阿多田交流館を平和学習・平和教育の拠点と位置づけ、学校教育と社会教育が相互に補完しながらこの地域に残る戦争の歴史を確実に継承し、事実に基づく学びを通し

て命の貴さ、人権尊重、多様性の理解の深化につなげてまいります。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 今お伺いして、小学校、中学校で、高学年が中心ですが、いろいろと平和学習・平和教育に力を入れて取り組んでいただいていること、よく分かりました。

また、平生だけでなく沖縄とか広島、広範囲で、また、いろんな戦争体験のことが伺えるというので、とても重要な機会を設けていただいているんだなということがよく分かりました。

今、計画的に開催するっていうことをお伺いして、ぜひ、戦後80年ということだけではなく、戦後が81年、82年もずっと戦後であるように、自分たちも考えて取り組んでいかないといけないなということを思っています。もちろん学校や地域だけで行うものではないので、家庭でもどうしたらいいかなというのは考えていきたいというふうに感じました。

私がいろいろ調べていたときに、現在、山口県教育旅行探究学習プログラムの生きる力を学ぶ、まなび旅というようなのが企画されていて、その中に阿多田交流館のことも紹介されていました。私は、ぜひ平生の史跡や資料館を近隣の小学校や中学校の学びの場としても選んでもらえる工夫は、今後できないかというふうに感じています。

先ほど教育長がおっしゃっていた光市、周南市との連携をずっと深めていく、強めていくというふうにおっしゃってましたし、それから多方面からの関わりを考えてというようなのもおっしゃっていたので、一つ提案なんですけど、先ほど私が訪れていた平和祈念館では、被爆者の体験や平和の思いを次世代に語り継ぐために、全国どこの地域にでも体験朗読ボランティアとか体験伝承者という方を派遣してくださるんですよ。そういうことも、今後、戦争の体験を話ができる指導員の確保もしていくというふうにおっしゃっていたんですけど、そういうまた別の地域の方も呼びして、大人も子供も共に学んでいける環境をまたつくっていただけたらと思いますが、それはいかがでしょうか。

○議長（中村 武央君） 中本教育長。

○教育長（中本 稔君） 平和祈念館の活用ということで、資料提供ありがとうございました。

今年度の各学校の行事については、既に計画をしてそれを実施するというので進めておりますので、ただ、今の議員のおっしゃった情報を学校のほうにも伝えて、活用できる範囲で検討していきたいというふうに思っています。一般についても、同じように今後検討してまいります。情報提供ありがとうございました。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 平生に住む町民の一人として、私も一緒に学び続けたいと思います。今後よろしく願いいたします。

では2問目に移ります。上関町における使用済み核燃料の中間貯蔵施設計画について質問いた

します。

1、1市3町の首長会議は、5月下旬以降どのような協議をされていますか。その内容をお伺いします。8月29日の立地可能性調査結果報告を受けて、首長会議の開催予定はありますか。

2、町内の有志の方でつくられた上関の中間貯蔵を考える平生町民の会から、町内の自治会を通じ5月から6月にかけてアンケートが行われました。内容は、使用済み核燃料の中間貯蔵施設計画の賛否を問うものです。このアンケートは、町内にある148の自治会の会長に提案をし、そのうち109の自治会から回答をもらうことができました。町内の2,117世帯からの協力です。問いは3択でした。結果は、中間貯蔵施設計画に反対1,581世帯、全体の75%、賛成84世帯、全体の4%、白票452世帯、全体の21%の結果です。8月21日には、上関の中間貯蔵を考える平生町民の会から浅本町長へアンケート結果と申入れをされました。この報告を町長はどのように受け止められましたか。町長のおっしゃる町民の声を尊重するとは、どのような意味を持つのかお伺いします。

3、上関の中間貯蔵を考える平生町民の会からの申入れには、1、1市3町の首長会議で平生町民の意向を共有し、県知事に対し周辺自治体住民は圧倒的に上関の使用済み核燃料中間貯蔵施設計画には反対であることを申し入れること。2、着工から30年を経ても完成していない、27回も完成が延期されている青森県六ヶ所で行われている、使用済み核燃料再処理事業の実態はどうなっているのか。そして、今年1月にロシアが関門海峡と茨城の原子力発電施設を攻撃対象リストに載せているとのNHK報道もあったように、テロや第三国からの攻撃を受けたら放射能が漏れる被害を防げないのではないか。この2点の町民の不安を払拭するための説明とその根拠を資源エネルギー庁へ求めること。

3、資源エネルギー庁に、計画地の周辺自治体にとっては、重大事故が起きたら立地自治体とほぼ同リスクを負うことを確認し、まちづくりに対する負の影響が大きいことにどう対応する考えがあるのかを問いたですこと、という要望が添えられていました。この申入れ事項に、町長はどのように対応していくのかお伺いいたします。

4、6月議会では、資源エネルギー庁への訪問について、6月以降で未定だとお伺いいたしました。現在は、いつ頃を考えていらっしゃいますか。そのときに伝える内容を具体的にお伺いしたいです。

5、事業者である中国電力より、8月29日、上関町へ対してこのたびの立地可能性調査結果が報告されたと報道にありました。また、周辺市町にも届けられたそうですが、どういった内容でしたか。平生町に暮らす皆さんへは、いつ頃、事業者から説明会を開催するなどお聞きになっていますか。

6、6月議会の再質問でもお伺いいたしました。6月10日に報道された南海トラフ地震の地

震被害想定の見直しを検討している大分県の有識者会議が、国東半島から山口県周防大島町付近にかけて分布する断層を新たに想定に盛り込む基本方針を決めたというものです。この断層は、この海域に長さ70キロにわたって複数あり、その断層が一気に動くとき最大マグニチュード7以上の地震が起きるおそれがあると報道されました。このたびの立地可能性調査報告を、活断層は予定地にはないが、技術面で対応できる範囲と事業者である中国電力が報告されたそうですが、地震で発生する土地の隆起、津波への事故対応は100%安全対策を取ることができると言い切れないと思います。平生町は、予定地から10キロ圏内に入る集落もありますから、事故など起これば同等の被害を受けます。その場合の住民の避難、生活の保障などは誰が責任者となるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

原議員から、上関町における使用済み核燃料の中間貯蔵施設計画について、6問、御質問をいただきました。

まず、1つ目の御質問である1市3町の首長会議についてでございます。

この中間貯蔵施設に係る対応として、以前からお伝えしておりますとおり、柳井地区広域圏の柳井市、周防大島町、田布施町の首長と連携をし、1市3町による首長会議で対応方針等について協議を行ってきているところでございます。直近では、5月28日に集まりまして協議をいたしました。協議内容としては、各自治体の現状の情報共有を行うとともに今後の対応について話し合い、1市3町の首長がそれぞれが資源エネルギー庁に訪問させていただき、住民間に説明を求める声があることを含めて周辺自治体の現状の状況を伝えていくことを一つの方向性として確認したところでございます。それ以降の首長会議の開催はございません。

また、首長会議の今後の開催予定については、現段階では決まっておりませんが、中国電力から上関町における中間貯蔵施設の立地可能性調査の報告を受けておりますので、開催について調整していく運びとなると認識をしております。

次に、2つ目の質問である上関の中間貯蔵を考える平生町民の会がまとめたアンケート結果の受け止めについてお答えします。

先月の8月21日に、上関の中間貯蔵を考える平生町民の会の方々から、本町に対しまして、上関町において建設が計画されている原子力発電使用済み核燃料の中間貯蔵施設に関する自治会を対象としたアンケートの集計結果と、それに基づいた要望書の提出があったところでございます。その要望書によりますと、148自治会のうち109自治会、74%の自治会がアンケートに回答されたとのことであります。このアンケートでは2,117件の回答があり、その内訳としては、計画に反対が1,581件で75%、計画に賛成が84件で4%、よく分からない及び白票が

452件で21%であったとのこと。このアンケートで建設に反対に丸印を書いたものが7割を超えたという集計結果については、町民の声を尊重するという私のスタンスとしては、現時点では一定の町民の意向が反映されたものであると真摯に受け止めております。

また、住民の皆様の思いを行政に届けたい趣旨から、このアンケートに尽力された関係者の皆様の、御協力に対しても敬意を表します。

次に、3つ目の御質問である上関の中間貯蔵を考える平生町民の会からの申入れ事項への対応についてでございます。

この申入れ事項は3つございました。

まず1つ目が、1市3町の首長会議で平生町民の意向を共有し、県知事に対し周辺自治体住民はこのたびの中間貯蔵施設計画に反対していることを申し入れることであります。

2つ目が、国に町民の不安を払拭するための説明と根拠を求めることであります。

3つ目が、国に、周辺自治体において重大事故の発生は、まちづくりに対する負の影響が大きいところでどう対処する考えがあるか、認識することです。

これらのいただいた要望書の内容については、今後の1市3町の首長会議で共有することとしており、これらの要望に対してどのように対応していくかにつきましても、この首長会議の中で協議してまいりたいと考えております。

次に、4つ目の御質問である資源エネルギー庁への訪問についてお答えします。

訪問予定につきましては、現在のところ未定でございます。資源エネルギー庁には、平生町の現状をお伝えすることや、エネルギー施策を所管する国において、その安全性や核燃料サイクルに関する見通しなどを含めた説明をするよう依頼することなどを想定しておりますが、訪問時期や内容、訪問の方法についても、首長会議にて協議してまいりたいと考えております。

次に、5つ目の御質問である周辺自治体への首長への立地可能性調査の報告の内容についてお答えします。

8月29日に中国電力から町に対しまして、上関地点における使用済み燃料中間貯蔵施設の設置に係る立地可能性調査結果について御報告がございました。この報告については、2023年8月から2025年8月にかけて、上関地点における自然現象と社会現象等に関する9項目について調査を実施し、得られたデータに基づき評価を行った結果、実施した9項目全ての調査において施設の立地に支障となるデータがないことを確認した旨の内容でありました。その結果、上関町の使用済み燃料中間貯蔵施設について、立地は可能であると判断したことが記載されております。

また、町民への事業者からの調査結果に係る説明の予定については、現在のところ事業者からは示されておりません。今後においては、しかるべきタイミングで国や事業者に対して、調査結

果を含め中間貯蔵施設について説明を求めるように、首長会議において協議してまいりたいと考えております。

次に、6つ目の御質問である原子力災害が発生した場合の避難計画の作成や生活保障の責任の所在についてお答えします。

避難計画などの防災対応につきましては、国が原子力災害対策本部を設置し、緊急事態応急対策の実施のために必要な措置を行うこととされていると承知をしております。原子力発電所の建設となれば、町において避難計画を策定する義務が生じますが、このたびの中間貯蔵施設につきましては、その義務はございません。

また、原子力災害が発生した場合の生活保障の責任については、基本的にまずは原子力施設の事業者が賠償などの責任を負うこととなり、国や県、町がそれぞれの役割を分担して責務を果たしていくことになると認識しております。町においては相談体制の整備など、被害者の生活再建への一定の役割を担うものと認識をしております。もちろん首長には住民の生命や財産を守る責任がございますので、中間貯蔵施設の安全性につきましては、今後も注視してまいります。

この中間貯蔵施設の建設計画に対しては、従来から申し上げておりますが、本町を含め周辺市町の住民にも不安に思う動きが見られることから、我が国のエネルギー政策に対し責任を負う立場にある国が、周辺市町の住民に対してもしっかりと向き合って、十分な説明がされるべきであると考えております。今後につきましても、1市3町の首長会議にて協議を行いながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 再質問いたします。

先ほどの町長の答弁の中で、上関の中間貯蔵を考える平生町民の会からの申入れが3つある。その中で資源エネルギー庁へ訪問したときの申入れ事項というか、向こうに訪ねるといことは、先ほど1市3町の首長会議で資源エネルギー庁にはそれぞれが訪問することというふうに御回答にありましたので、この資源エネルギー庁へは、行ったときにそのまま質問なり要求なりができるのではないかとというふうに私は感じました。これを1市3町の首長会議で足並みをそろえる必要はないのではないかとというふうに感じました。それについてどう思われますか。

もう一つは、5番目の質問の回答で、平生町に暮らす皆さんへは、いつ頃事業者から説明会をするなどは示されていないというふうに伺ったんですが、これも1市3町の首長会議でまた協議されるのだと思いますが、できるだけ早く、もちろん中間貯蔵施設のことが中国電力のホームページでも掲載はされています。でも、私は必要だと思っておりますので早めにお願いたしたいということが出来ますかということです。これが2問目です。

もう一つは、原子力災害は国が必要な措置を取るというふうに言われていたんですけど、それは説明を国が責任を持ってされるというふうに町長さっきおっしゃいましたが、2023年の8月にこの立地可能性調査を受け入れるとか、中間貯蔵施設が上関に来るかもという話が上がって、もう2年経っています。でも、1市3町の首長会議の中で、国の責任で、国の説明を受けて、皆さんに判断してくださいというふうに言われるのであれば、中間貯蔵施設がどのようなもので、私たちはこういうような安全対策をちゃんと考えています、避難経路はこういうふうになっています、生活の保障などは事業者がこうします、国はこうしますというような、町民の方の安心につながる説明会というようなのはもう開かれてもいいんじゃないかと思うんですが、それを事業者の事業計画が出てからというふうに待つのではなくて、折に触れて、何度あっても私はいいと思っています。そういう点をエネルギー庁のほうに訪問されたときには伝えてもらいたい。

その3つをお伺いしてもいいですか。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 上関の中間貯蔵を考える平生町民の会からの申入れ事項でございますが、3点あるんですけども、これらにつきましても1市2町ほかのところにも来ているみたいなので、それら全部懸案して、まとめてそれを一緒にして1市3町ではこうなっていますというような形で、平生町だけを言っても意味がないんです。1市3町が固まって、こういう意見がございますということを資源エネルギー庁に言っていくのが正解かなというふうに思っております。

それと、事業者が説明会をやってもらうのは多分いつでもできると思います、町民に対して。ただ、それはどのような形で、どういうふうにしたいかというのは、まだ事業者のほうからもお話をいただいておりますので、私も町民に対する説明はあるのかどうかも含めて、また1市3町でどのようにするのか。1市3町集めてやるのか、また別々の町でやるのか、1か所にまとめるのか、それらも含めて調整をしていくべきことだろうなというふうに思っておりますので、それらも含めて1市3町で協議しながら決めていきたいというふうに思っております。

それから、資源エネルギー庁への訪問ですが、基本的に適地であるって決まったわけですよね。適地であるのに資源エネルギー庁行って、それ適地であるというだけで造るとも何ともないのに、私のところに来て説明のしようがないというような回答に、私はなるというふうに思っております。だから、本当は施設の計画、ちゃんとした計画ができて、これをもって資源エネルギー庁に持っていかないと、適地であるから、造るかどうか分からんものに対して、今、私どもとして説明できないというような回答になると私は思っておりますので、ちゃんとした計画ができて、こういう計画で今上関町で検討されておりますということを含めて、それをもって資源エネルギー庁に説明に行かないと、なかなか今後対応してもらえないんじゃないかというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 適地であるというふうに言われて、それは活断層の情報など、先ほど私がお伝えした大分県の有識者の会議で確認された国東半島から山口県周防大島町付近にかけて分布する活断層については、資料、私も拝見しましたが、入っていないみたいなんです。そういうことで、あと適地であるというふうに言った、イコール造るかどうかが分からないというのは、上関町のその判断がまだだからということもあると思うんですけど、やはり今町民の方はすごく不安に思っているんで、そこをどう対応してもらえるのかなというようなのを私は思います。

再三質問させていただきます。上関の中間貯蔵を考える平生町民の会の吉井代表がおっしゃったように、ここ平生町で私たちは安心して暮らしたいのです。それは町長も取材などでお答えされていたみたいに、同じだと思えます。町長の平生町民としての率直な思いだと心強く感じています。

また、町長も平生町民の一人だと思えば、多くの町民が意思を示したアンケートの結果を前向きに受け止め、その視点を心に留めて、今後エネルギー庁の申入れ、それから県知事への要望、1市3町の首長会議で御協議をいただきたい。そういうことはお願いできるでしょうか。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） これは私の考えですけども、基本的に説明はほとんど受けていません、町民の方々は基本的に。今どう考えるということですが、私が思うのはやっぱりですね、国はエネルギー施策を政策として今やっているわけです。それを私どもはどういうふうに考えているのか。また、そういうエネルギーのリサイクル等についてどのように国は考えているのか。また、どうして必要なのか。それらも踏まえて、まず教えていただきたいのが一つ。

それから、この施設は本当に安全なのかと。安全、安全だと言っておりますが、本当に安全なのかどうかも教えていただきたい、分かりやすく。それが本当に安全なんだということを分かりやすく説明していただきたい。

これと、あともう一つ、適地だっていうデータについて私も詳しいわけじゃないから、このデータが正しくて、このデータが正しくないという判断はつけれる立場にないと思います。事業者がそう言われております。これは本当に正しいのかも踏まえて、そういうこともちゃんと検討されるべきだと私は思っております、その中身について。だから、今から先、いろんな情報を町民の人が持って、それでどうするかを考えていただきたいと思っております。本当何も今ない中で私も知っているというか、そんな詳しくまでは知りません。大体エネルギー政策がこうだなということは知っておりますが、なぜ必要なのか、なぜこのようになっているのかなんていう

のは、全く承知していません。

したがって、国にちゃんとした説明を求めること。それと、データについてもしっかり、そのデータは正しくて安全だということも含めて町民の皆さんに知ってもらえる機会をつくっていきたいというふうには思っております。ただ、それがいつになるかということはまだ分かりませんが、これはできるだけ1市3町で多分共有した認識だと私は思っておりますので、それらについても1市3町で早急に検討していかなきゃいけないものだというふうに考えております。

以上です。

.....

○議長（中村 武央君） ここで休憩に入ります。再開を11時20分といたします。

午前11時09分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

岩本ひろ子議員。

○議員（9番 岩本ひろ子さん） それでは、地域医療について質問させていただきます。

町民の皆様が安心して暮らすためには、地域医療の充実は不可欠です。しかし、近年、医師不足や医師の高齢化による病院の減少、また少子高齢化の進展により、医療アクセスへの不安を感じている声が増えてきています。このような状況から、地域医療の在り方を検討するには様々な方法あると思われませんが、特にオンライン診療について3点お伺いいたします。

まず、オンライン診療について。新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、国民の健康維持や医療提供体制の確保のためのオンライン診療が広く認められるようになりました。これは、スマホやパソコンのビデオ通話機能を利用し自宅からでも診察を受けられるものですが、オンライン診療を町民の皆様浸透させ普及させていく取組について、どのようにお考えか、お伺いいたします。

2点目に、経済的支援について。オンライン診療の利用に係るシステム利用料や通信料に対し、これらの費用を町が何らかの形で助けられる補助金や助成金などの導入についてどのようなお考えがあるか、お伺いいたします。

3点目に、環境整備について。自宅にインターネット、Wi-Fiがない方や静かに話せる場所がない方もいらっしゃると思います。そういった方のために、公共施設でオンライン診療が使えるスペースを設けることができないか、お伺いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

オンライン診療は、情報通信機器を活用し医師が患者と直接対面することなく診療を行う形態で、医師の少ない地域や通院が困難な患者への医療アクセスの向上が期待されております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に普及が進み、感染リスクの低減にもつながっているようです。

高齢者の高いスマホ利用率や今後の利用率上昇の見込みなどから、オンライン上のサービスが生活の一部になりつつあると考えられ、オンライン診療は患者の利便性の向上につながるものと考えております。スマホ等情報通信機器の操作に不安を抱える高齢者には、患者が看護師などと医療従事者と一緒にいる状態でオンライン診療を受ける取組も推進されており、高齢者にとって安心につながる取組も行われておるようでございます。

御質問いただきましたオンライン診療に向けた取組は、現時点ではございません。経済的支援や環境整備につきましても現時点ではありませんが、住民の利便性を図る上で地域医療と行政がどのような形で融合できるか、地域の実情や特性に応じた行政サービスの提供を行う必要があると考えております。

現在、他の自治体の先進事例など情報の収集に取り組んでいる状況でありまして、引き続き地域の実情や特性に応じた情報の収集に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 岩本ひろ子議員。

○議員（9番 岩本ひろ子さん） オンライン診療ができるようになると仕事や育児、介護などで時間が取れない方や移動が困難な方にとって、自宅や職場から受診できる利便性は大きいです。

また、感染症流行時ではほかの患者さんとの接触を避けて、安心して受診ができます。

定期的な通院が必要な方の場合、オンライン診療を組み合わせることで治療を継続しやすくなると思います。オンライン診療の導入とその活用することで、町民が安全に安心して便利に医療を受けられるように取組を進めていただきたいと思いますので、要望いたしまして以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

.....

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） それでは、通告しています平生町図書館の設置・運営・振興方針について質問いたします。

まず、町長にお尋ねします。町長は、2期目の公約の中で図書館などの文化ゾーンの再整備を上げられておりました。御存じのように平生町図書館は昭和42年5月に開館しました。途中、平成3年に増築していますがもうすぐ60年がたとうとしています。公共施設等総合計画には、

図書館を令和8年度から12年度に建て替え予定とありました。町長は、複合的な整備による一体的な活用をお考えのようです。町長の描く図書館像と建て替えに向けた進捗状況を質問いたします。

次に、教育長にお尋ねします。図書館については、第五次平生町総合計画及び平生町教育振興基本計画、そして第三次平生町子ども読書活動推進計画などに書かれています。新しく教育長として就任された中本教育長の図書館に対する見解をお尋ねいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 図書館についての御質問をいただきました。本町の図書館は昭和42年に建設されたもので、平成3年の増築を経て現在に至っております。構造は鉄筋コンクリート造りで一般的な耐用年数である50年を過ぎておりますことから、個別施設計画におきましても建て替えの方針をお示ししているところでございます。

図書館単独での建て替えを対象とした利用可能な補助金等のメニューがありませんので、図書館整備に際しましては、他施設との集約化や複合化により有用な財源を確保するとともに、住民の利便性向上を図っていかねばならないと考えております。

公約に掲げました文化ゾーンの整備とは、このような施設の複合的な整備をイメージしたもので、現在の図書館周辺のスポーツ施設などを含めた整備を考えていたものでございます。

ただ、本年3月に町立学校の将来の在り方に関する基本構想が策定され、町立学校の施設整備についても検討がなされようとしております。

図書館整備の今後の展望といたしましては、この学校施設との複合化、共同利用を模索していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本教育長。

○教育長（中本 稔君） まず、読書の意義について申し上げます。就学前の乳幼児にとって読書は言語発達を促し、保護者の読み聞かせは愛着形成や情動の安定に結びつきます。絵本等を通じ、物語を推論する想像力や注意力の芽生えも育まれます。小・中・高等学校段階では、語彙力・読解力の向上に加え、道徳観や共感性の涵養にも寄与します。多文化や多様な視点に触れることは、自己のアイデンティティ形成や将来の生き方を考える上で視野を広げます。活字離れが指摘される中でも、子供たちには図書館を積極的に活用し多くの良書に出合っしてほしいと考えています。

次に、公立図書館の主な役割です。

第1に、本・雑誌・新聞・各種データベースの提供やレファレンスを通じた情報アクセスの拠点。第2に、学習スペースや子供向け読書支援など、学習・探求を支える機能。第3に、読書

会・展示等の開催による地域の文化とコミュニティーの育成。第4に、郷土資料の収集・保存・公開や提供。第5に、ブックスタートや学校への団体貸出し、選書支援等による子供、青少年の読書推進です。

本町の図書館は、誰もが安心して使いやすく、思わず足を運びたくなる施設とサービスを目指します。現行施設は老朽化が進み、バリアフリーの観点からも改善が必要です。おおむね7年後を目標とする施設一体型の小中一貫校の新設検討に合わせ、図書館との複合化を選択肢に位置づけ、教育・文化機能の相乗効果が最大化されるよう関係部局と連携して具体化を進めます。

読書と図書館は生涯学習の基盤であり、子供の健やかな成長と地域力を高める公共インフラです。計画的な施設整備とサービスの充実に引き続き取り組みます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） 学校を建てるときに、一緒に複合施設にすると有利な補助金メニューがございますよね。ですから、そちらのほうをぜひ、ちょうど7・8年という年数もありますので、どんな図書館にするのかなというのが、例えば飲食もできるような図書館にしたい人が十分集まれるような図書館を造っているところもありますから、先進地事例を見ながらそういったことも考えていただきたいと思います。

先ほど教育長に図書館について、読書についていろいろお話をされました。おっしゃったように公共図書館は、図書館法によって一般公衆の教養、調査研究、レクリエーションに資する施設とあります。2012年の文部科学大臣により、設置及び運営上望ましい基準が出されています。それによりますと図書館が行う地域課題に対応するサービスとして、地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善に必要な資料・情報の提供というのがあります。

この行政支援サービスは、平生町において現状はどうなっているのでしょうか。また、これに対応していくにはそれなりの陣営が必要となります。平生町の図書館職員の人数とその身分、そして職員への教育体制をお伺いします。

図書館では蔵書の貸出し業務も非常に大切です。それが一番大きな仕事だと思いますが、住民の質問に答えるレファレンス機能も重要です。昨年度のレファレンスは206件となっています。その内容をお答えください。

以上、行政支援サービスの現状と図書館職員の人数、身分、教育体制、そしてレファレンス機能についての質問いたします。

○議長（中村 武央君） 中本教育長。

○教育長（中本 稔君） まず、行政支援サービスの現状についてですが、現時点では行政情報の提供にとどまっております。今後、町内ニーズの把握や提供体制の検討を進め、行政支援サー

ビスの充実に努めてまいります。

次に図書館の職員体制ですが、現在一般職員1名、会計年度任用職員4名で、通常は職員を含め3名体制で運営しております。司書有資格者は1名です。今後は学校司書との情報交換の機会を設けるなど学校図書館との連携を一層強化し、サービスの向上と人材育成に取り組んでまいります。

最後にレファレンス実績についてですが、令和6年度のレファレンス件数は206件です。主な内容は、蔵書の所在確認や書籍の内容紹介といった本に関する相談が中心です。

なお、中国5県の公立図書館ネットワークを活用した相互貸借の取扱い件数は、この206件には含めてはおりません。

以上でございます。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） 先ほど行政支援サービスについてはなかなかできていないということでしたが、レファレンスできる職員がいたことがあるんですよ。そういった方に私もありがたく利用させていただきました。

また、司書さんは1人ですけれど、ほかの方で司書機能をしっかりと果たされている職員もいました。そういった方は、来場者がいろんなことを聞いてもそれをがあつと広げて答えてくれて、とても感動していました。感心していました。

平生町の図書館は、今教育長がおっしゃったように気軽に入れる図書館、公共施設です。図書館には、日に70人が訪れています。実際借りる人は40人のようですけどね、町内の方も、それから町外の方も来られる本当に開かれた公共施設です。そういった中で図書館職員に、ここはね、いろんな人が来るからみんなに丁寧に挨拶して、丁寧に説明するんだよ平生町の顔だからねと言って、そういったことを話した職員もいます、会計年度職員に対してね。そういった教育というのはとても大事だと思いますので、本庁などで毎日朝礼があるように、図書館でも情報共有や意識向上のための育成体制が取られたらいいんじゃないかと思っております。

先ほどの行政支援サービスですけれど、これはこのノウハウ、行政支援サービスというのは、職員に対してのサービスだと聞いております。ただ、職員に対してのサービスがあるということは、そのノウハウが図書館職員に対してできるということですので、住民にとっても、そして私たち議員にとっても、とても恩恵に預かれることだと思います。特に町が各種計画の決定の際に、パブリックコメントや審議会委員の公募をします。その際に、図書館に行けばそこでいろんな資料がある。それらに参加・参画するための情報が得られる。先進地事例も含めて、関係法令などのレファレンスを受けることができる。そうすれば住民のまちづくりの拠点になり得ると思います。共に考え、共につくる、協働のまちづくりの核の機能ができると思います。市民活動支援セ

ンターも平生町にはないですから、そういった役目も果たしてほしいと思うんですけど、そうすると4人ぐらいではちょっと難しいかなとは考えております。

私にとって図書館というのは、すごく大切な施設だと思います。いろんな施設がございませけれども、図書館もとても大事にしてほしい施設だと思います。そういった図書館の在り方、これからの未来をどのように考えていらっしゃるのか、最後に質問してこの質問は終わります。

○議長（中村 武央君） 中本教育長。

○教育長（中本 稔君） 御指摘ありがとうございました。今議員がおっしゃったように、本当に図書館は子供たちが小っちゃい、生まれてすぐブックスタートを本町はやっていますが、生まれてすぐから本に接する。

平生町の図書館は、児童書については、本当近隣市町には負けたくないというふうに自負しております。一人でもたくさんの子供たちに、小っちゃい頃から本に触れて、触ってもらって、1冊でも多くの本、小・中・高と上がるにつれて読んでいってほしいな、そんなことを思っています。

今指摘していただいたように、職員の資質能力の向上については、まさにそれは教育委員会としてもこれから継続して行っていきたいというふうに思っています。

行政支援サービスにつきましても、また今後検討ということではっきりとしたお答えにはなりません、今のパブリックコメントの資料であるとか、そういう提供を図書館がどんどんできるというのは本当に行政にとってはとっても有用なことだと思いますので、ぜひ取り組んでまいりたい、検討していきたいというふうに思っています。どうもありがとうございました。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） それでは、次の来年度の予算編成について質問いたします。

今年度は、第五次平生町総合計画から5年目となります。5年ごとに策定する実行計画や総合戦略、そして総合計画の補完的な役割を担う平生町行政改革推進計画も仕上げの年となります。来年度は、次の5年へのスタートとなる重要な予算編成です。また、町長が2期目の公約として掲げられた、守る、育てる、つくる、つなぐの結果を出していく大切な予算編成ともなると思います。

今年度は、「ひとが輝き続ける、魅力あふれるまちづくり」をテーマに、重点施策事業として、子ども・子育て政策の推進、地域資源を活用した地域ブランド戦略を上げられました。来年度のテーマはどのように考え、それを実現するための重要施策は何でしょうか。各課への指示はどのように出しているのか。また、今から出されようとしているのか質問いたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

令和3年度を初年度といたしましてスタートいたしました第五次平生町総合計画は、今年度折

り返しの5年目を迎えております。また、令和4年12月にスタートした私の2期目の任期も3年が経過しようとしており、御質問のとおり、令和8年度は町にとっても私にとっても重要な年度であるということは強く認識をいたしております。

さて、次年度の予算編成に当たって特に重要な課題は何かとの御質問でございます。先ほども申し上げましたが、第五次総合計画について折り返しを迎えておりまして、現在実行計画の成果について取りまとめを行うとともに実行計画の見直し作業を進めているところでございます。来年度からの5年間においても、引き続き定めました将来像「自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生」の実現に向けまして、5つの基本目標達成のために計画に位置づけました施策・事業が重要課題であると考えております。

その中でも地域防災力の強化並びに少子化対策は、私が平成30年12月に町長に就任して以来、町政のかじ取りを任せていただいて以降、一貫して注力してまいりました。これらの施策につきましても、次年度におきましても引き続き推進してまいりたいと考えております。

地域防災力の強化につきましても、近い将来、確実に発生するであろう南海トラフ地震をはじめとした各種の災害から町民の生命と財産を守るための取組とともに、避難所等における生活環境の整備を進めるなど、町民が抱く災害への不安を少しでも軽減させるための取組を推進していきたいというふうに考えております。

また、少子化対策につきましても、これまでもこどもの医療費の無償化や妊産婦の支援など、様々な子育て支援策に取り組んでまいりました。今年度におきましても、安全に学校給食を提供する取組として田布施町との共同調理をスタートさせたところですし、学校給食の無償化にも取り組んでおります。

これらの施策は、国全体の人口が減少する中、一人でも多くの子供が平生町で生まれ育ち暮らしてほしいとの私の思いを具体化したもので、来年度においてもこの流れを止めることなく進めてまいりたいというふうに思っております。また、国の予算が、今概算要求が出まして、これから国の全体の予算が決まっていく中で、その中でどういう施策を推進していくかというのは、またそのときに考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） 町長が掲げられている安心安全なまちづくり、地域防災への取組そして少子化対策への取組、とても重要な政策だと思います。ただ、少子化対策のほうは、残念ながらこれだけ力を入れていても去年30数名、今年まだ20数名という、本当に危機的な状況になっております。その辺りを今からどうしていくか。予算というのは言うまでもなく、行政運営の具体的な表現です。予算が行政運営の具体的な計画であり、各政策がどのように実行さ

れるのかを示す一覧表です。それぞれに財源が必要なんですが、少子化対策にどこまで迫ることができるかという辺りの計画、予算、どうお金を使っていくかというのは、非常に大変な課題だと私も思っております。今の財源の話は、国の予算が決まってからという話がありました。

昨年3月議会において、岩本議員から持続可能な財源の確保についての質問がありました。そのときに町長は、国や県、外郭団体などの特別交付税措置のある事業や補助事業を活用していく。将来的には税収の増加が見込める施策を考えていく。町長として企業訪問など積極的に取り組むという、頼もしい答弁でした。ただ、先ほど決算書での報告がありましたけれど、財政状況は非常に厳しいです。財源なくして政策は続きません。いま一度、これからどのように財源を確保していく予定かを質問いたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 財源を確保ということでございますね。先ほども申し上げましたとおり、今、各省庁から概算要求が出てきたところでございまして、これから国の予算編成が本格化し、その過程を注視して新たな財政措置等が講じられる場合には、それらを活用した事業に取り組めるよう情報収集に努めるとともに幹部職員に対してしっかりとビジョンを示しまして、共通認識の下で、来年度の予算編成作業を進めるよう努めてまいりたいと思っております。

いずれにしても、結局、市町村がいろんな少子化対策もそうですし、人口減もそうですし、財政難というのもそうですし、みんな抱えている課題というのはほとんど一緒です。特別な地域においてはいろいろあるんでしょうけども、大体同じ悩みを持っております。

その中で、そういうことは国は結構知っているんですね。私ども町村会からも全国町村会からも申し上げますし、知事会からも申し上げますし、市長会からも。ですから、国としてはそういう状況というのは把握はされていると思うんです。

ただ、それを予算にどのように落とすかというのは国の一番大切な仕事だと私は思っておりますが、その中でちゃんとそういう大変な市町村があるということを承知でそういう予算編成の中で施策を広げていただければ、私どもはその施策にのっとって事業もやりやすくなります。本当、自分の国とか県とかが何もないからの、そういう応援といいますか、補助金とか負担金とか、もしくは地方交付税とかが措置されない事業というのは全部、町の持ち出しであります。

したがって、そのようなことがないように国へも当然働きかけますが、来年度予算も見て、それをどのように使うかというのは、これは町としての力量だと私は思っております。使い方を考える、使い方がこういうやり方でやれば大丈夫なんじゃないか、こういうやり方にすればこの補助金に当たるよねっていうようなことを知恵を絞って、工夫してやっていかないといけないかなというふうには思っております。個別に事業に係る財源については、先ほどから申し上げてます補助金や交付税措置等による国の財政措置を最大限享受できるよう、引き続き制度の正確な把握

に努めてまいりたいと思います。

また、一般財源の確保につきましては、ふるさと納税が最も即効性が強い事業であると捉えておりますし、特にクラウドファンディング型メニューや企業版ふるさと納税の制度活用を推進してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） 国や県からの補助金などが頼みで、使い方をそれぞれ職員が頭の汗を絞った、知恵を絞って考えていく。それが重要だというお話でした。

また、自主財源についてはふるさと納税、企業版のふるさと納税、そういったお答えでした。どこもいろいろ困っているけれど、自主財源についてはそれぞれの自治体が本当にしっかり考えながら、ここはどうだろうか、あれはどうだろうかという形でしっかり成功しているところもありますよね。そういった、柳の下に2匹のドジョウはいないかもしれませんが、自主財源をどう確保していくかもしっかりと考えていただいて、また、各企業をいろいろ、前回も回ってみるとおっしゃっていましたから、そういったトップセールスをしっかりお願いしたいと思います。

予算はその年のまちづくりの姿を決め、それを住民に示して約束します。各課は新しい事業を考え情報を集め、スクラップ・アンド・ビルドで予算の要求をされます。それぞれの苦労に思いをはせながら町長として各課を指揮し、行政全体を効率的に運営する予算を編成されるよう期待して、私のこの一般質問を終わります。

.....

○議長（中村 武央君） ここで休憩に入ります。再開を13時、午後1時といたします。

午前11時57分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） 質問します。猛暑対策をお尋ねします。

職場における熱中症対策が義務化され、今年6月1日から施行されました。特定の作業条件下で熱中症対策が事業者に義務化され、民間事業所においても対策を講じているようです。

そこで、猛暑対応と健康管理について3点をお伺いします。

1点目は、炎天下、小学校低学年の下校時の対応はどのようなもののでしょうか。そして、よろしかったら学校関係の猛暑対策をいろいろと講じられて幸せているようですので、そこら辺りも少しお聞かせください。

2番目は、町内の高齢者、独居生活者への配慮はどのようにしておられるのでしょうか、お尋ねします。

3番目は、冷房の入った庁舎内から作業現場への移動に、健康面に支障を来すことはないか。特に建設課、産業課などの外現場に行く必要のある課は、猛暑対策をどのようにしているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（中村 武央君） 中本教育長。

○教育長（中本 稔君） 猛暑が続く中、小学校低学年の下校時の対応についての御質問にお答えいたします。

気象庁によれば、2025年夏の日本の平均気温は平年を2.36度上回り、統計開始以降で最も高く、これまでの記録を大幅に更新いたしました。山口県においては、今年度の熱中症警戒情報の発表回数が、8月31日現在で36回となっております。

このように熱中症リスクが高まる中、教育委員会では令和4年6月に学校における熱中症事故の防止と発生時の対応を示す、学校における熱中症対策ガイドラインを策定いたしました。各学校では、同ガイドラインに基づき児童生徒の安全確保に必要な事項を全教職員で共通理解し、熱中症に関わる事故防止の徹底を図っております。

下校時の対応につきましては、議員御質問の低学年に限定するのではなく、全児童を対象として実施しております。具体的には、教職員による下校時の帽子着用や水分補給の声かけ、健康状態の確認を行っております。

また、平生小学校では、「登下校中の熱中症対策について」と題する文書を保護者宛てに発出し、必要に応じて冷感タオルや日傘等の熱中症対策製品の使用を認めております。佐賀小学校においても、保護者等からの要望があれば随時対応することとしております。

気象庁の発表によれば、今後も猛暑が続き、10月にかけても全国的に平年より高い気温が見込まれます。引き続き、各学校において十分な熱中症対策を徹底し、児童生徒が安全安心に学べる環境の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えします。

高齢者、独居生活者への配慮でございますが、高齢者は暑さに対する感覚機能の低下や体の調整機能が低下するため、熱中症になりやすいと言われております。

暑さ対策が十分に取れていないことが原因で、エアコンや扇風機を上手に使用する、ウイルス対策に気をつけながらマスクを外す、喉が渇いていなくても小まめに水分補給を行うなど重症化を招かない対策が必要であります。

また、高齢者は自分では異変に気づきにくいいため、周囲の人の見守りや声かけも必要であると考えております。

町では、高齢者の情報を民生委員と共有しており、民生委員が見守りの活動をされる中で、支援を必要とする独り暮らしの高齢者の情報が寄せられた場合には保健師等の町職員と関係機関の職員が自宅を訪問して、熱中症予防の呼びかけを行っているほか、地域包括支援センターや介護事業所等とも連携を図り、訪問の際に熱中症予防のリーフレットを配布するなど、地域や関係機関と連携・協働して、熱中症対策の取組を行っております。

住民への注意喚起として、広報やお知らせ版、公式LINE等を通じて、熱中症予防行動に関する情報提供を行い、周知を図っております。引き続き、健康被害を未然に防ぐ熱中症対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、町職員の職場における熱中症予防対策についてお答えいたします。

冷房の効いた庁舎等施設内から外へ出る際は、体が暑さに慣れておらず体温調整がうまくいかないなどの理由で、短時間でも熱中症リスクが高まるとされております。さらに、猛暑の炎天下での作業においては、一段と熱中症の危険性が高い状況であることは想像に難しくありません。

そのような状況の中、職場における熱中症による労働災害は全国的に増加傾向となっております。熱中症による死亡災害の原因の多くは、初期症状の放置、対応の遅れによることから、熱中症の重症化を防止、死亡災害に至らせないよう、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐため、本年6月、労働安全衛生規則が改正され、職場における熱中症予防対策が強化されました。その内容といたしましては、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際、熱中症の重篤化を防止するための体制整備、手順作成、関係者への周知が事業者には義務づけられたところでございます。

本町におきましても、当該規則改正の趣旨に沿い、屋外での作業を実施する所管課及び職員に対して、熱中症による健康障害発生時の対応計画を作成し、さきに述べました報告連絡体制、熱中症のおそれのある者への処置の確認、関係職員等への周知を徹底することを課長会議に諮ったところでございます。

そのほか、屋外での作業予定がある職員に対しては、朝礼等の機会を捉えて、作業に当たって適時休憩時間の確保や水分、塩分補給などに十分留意しながら実施するよう注意喚起を行っております。

屋外での作業する機会が多い建設課や産業課においても、労働安全衛生規則に基づく熱中症による健康障害発生時の対応計画を作成し、関係職員に配付しております。

さらに、建設課では、働く人の今すぐ使える熱中症ガイドを作成し、併せて1日当たり4時間を超えて作業する職員に対しましては、冷却キットを配布しているほか、産業課では、日中の作

業を朝方の時間帯に行うなど、勤務時間を変更する時差出勤を活用し、暑さを避ける工夫をしながら事業に取り組んでいるところです。

暑さ対策として、空調服の利用、いわゆるファンつき作業着等につきましては、熱中症予防の有効な手段の一つであるものの、現時点での導入は考えておりません。導入に当たっては、所属における業務上の必要性のほか、費用や機能面、作業の時間、使用頻度及び作業性などを踏まえた検討が必要と考えております。

今後の職場における熱中症予防対策につきましては、近年の気候変動の進行を踏まえ、実効性のある取組を引き続き実施していく必要があると考えております。熱中症による健康障害発生時の対応について職員への周知徹底を図るとともに、熱中症を発生させないために有効な対策、備品等を充実してまいりたいと考えております。

また、暑さ指数28度以上の環境下での作業など、熱中症を生ずるおそれのある作業については実施しないことが望ましいものでありますが、気候状況を考慮した余裕を持った作業の実施計画を組み立てるとともに、作業の実施に当たっては、勤務時間帯を変更する時差出勤の活用や休憩時間の確保、小まめな水分・塩分補給などの対策を講じて、職員の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） 来年度以降もまだ猛暑が続くようですので、今町長さんが言われましたように、引き続き対策を講じていくということなので安心しました。地域全体が予想しない猛暑をみんなで乗り切る、力を合わせて頑張りたい、そういう雰囲気をつくれたらいいかなと思っています。対策を講じていただきありがとうございます。

それでは、2番目の農業に関する地域計画についてお尋ねさせていただきます。

座談会が6月4日から6月18日の間に、曾根交流センターを皮切りに4か所で各地区の農業者や農地所有者を対象に開催されたと聞いております。この座談会での御意見を、今後どのようにこの地域計画に反映していくのか、まずお尋ねいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 地域計画につきましては、地域農業の未来設計図として、法律に基づき令和7年3月末までの作成が義務づけられて、農水省の速報値によると、全国1,613の市町村の1万8,633地区で作成されたと伺っております。本町におきましても、4つの地区で法の期限内にそれぞれの地域計画を作成したところでございます。

この地域計画は一度作成したからそれで終わりではなく、今後その地域での強みや弱み、足りているところや足りていないところを押さえ、その手当てをしていくというのが計画の大きな特

徴でございます。令和7年3月定例会で中本議員にもお伝えいたしましたとおり、本町においても定期的に地区の座談会を開催し、協議を行いながら完成度を高めていく予定としております。

計画作成後初めてとなる座談会は、県内市町に先駆け6月に町内4地区において開催し、延べ60名の参加をいただいたところでございます。座談会では、地域農業の継続に向けて担い手や後継者のこと、地域の営農ルール、水路や農道等の状況等について確認し、地域においてどのように課題を解決していくのかの話合いが行われました。中には、将来展望が見いだしにくいとの意見もありましたが、今後に向けて前向きな意見もあり、各地域の第1回目の座談会を終えたところでございます。

議員が言われる農業の効率化を考えた上で、人材不足対策や水路補修等の必要性を農地所有者が理解を深めることは、地域計画を推進していくためには重要な要素であると考えております。こういった課題認識は町が農地所有者に直接理解を求めるのではなく、話合いの中で共有してこそ実効性があるものと考えております。解決に向けての話合いにより活路が見いだせるものであると考えております。町としても、今後この地域計画の集計結果を受けて国が新たな施策等を打ち出してくれば、情報提供にも努め、地域の皆様が話合いによってよりよい将来展望を導き出すことができるよう協力してまいりたいと考えております。

先ほど全国に1万8,000余りの地域計画ができたと申し上げましたが、その中で理想的な計画は非常に少ないと伺っております。そのような現実の中でこの計画をいかに磨き上げていくかは、座談会の開催が鍵になると考えておりますので、座談会を繰り返すことで、地域の特性を再認識し課題解決の考えが農業者のみならず地域全体に広がっていくことを期待するものでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） 平生町地域計画は、平生町行政では10年後の地域の農業をどのように進めていくのかというのが、10年後の農業をどうするのが地域計画と判断しています。

国は農地の基盤整備をし、もうかる農業の効率化に長年取り組んできていますが、コロナ禍以降、最近の米不足もあり、米の増産や食料を自国で賄えるようかじを切り、食料自給率アップなどにも力を入れるようです。

先日8月31日日曜日のテレビを見られた方も多いと思いますが、農林水産大臣と大学教授など学識経験者、農業者を交えた6人でのテレビ討論会でした。内容は、農地集約、大区画化、スマート農業、地域を守る、環境を守る、効率化を考えた上での人手不足の改善、水路の補修、基盤整備などの必要性を話されました。農林水産大臣は、地方を回ると若者は先祖のある地元を離

れ、その周辺に住んでいる高齢者は、毎日汗をかき草を刈る姿を見て頭の下がる状況をどうにかしなければとの思いを強くしたとの発言に、平生町の現在と照らし合わせ、我が町のことを言われたようで少し期待と望みを感じたと早速電話がかかってきました。

地域計画は、国からの補助事業に関わる大切な計画です。10年後の平生町の農業を左右する重要な計画です。今後の対応についてお聞かせください。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えします。

町内における農業をどう考えるかということですが、やはり農業をやっておられる方、またこれから農業をしたい方、これらの御意見がちゃんとまとまって町に伝えていただければ、それは当然そのような形で、一番いいやり方を含めて皆さんがこういう農業をしたい、こういう農地にしてほしい、またそれをどのような形で進めていくかということをお互いに話し合っ、本当にこういう形で平生の農業をやっていこうと。また、その地区、地区において、それを決めていただければ、当然町としては、それに向かって当然、皆さん農業者、農業をやりたい方等の皆さんが本当にこのようにしてほしいという、お聞きしてあるならば、町としてもできる限りの対策、対応をさせていただきたいというふうに思っております。

やはり平生町の農業もこれから守っていかなきゃいけない。確かにおっしゃるとおり、農業やられてない、やってたけどやってない方々も今増えております。しかし、農地はあるわけですので、その農地をどうやって生かしていくかということは、農業をやっている方と農業をやりたい方、これらの皆さんが一緒になってこうしたいということを町に言っていただければ、町としてもできることはやっていきたいというふうに思っておりますので、皆さん方と一緒に農業、平生町の農業の推進を図っていきたいという気持ちは、私も一緒です。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） 座談会終了後に、行政からの次回開催はどうでしょうかとの問いかけに対し、町民からは、各地区ともやってほしいとの声だったと聞いております。次回開催はいつ頃でしょうか。

私はこの問題を取り上げ8年が過ぎようとしています。ようやく座談会を開催していただきありがたいと思います。国の補助事業を活用して前進していくのではないかと、農業従事者とともに今大変喜んでおります。

隣の町、田布施町では、既に完成した土地に企業3社が参入し先日9月5日に協定書が交わされたとテレビ、新聞で報道されました。今日の中国新聞です。（中国新聞を示す）これ今朝見たんですけど、今日の中国新聞に、農水省が集計、10年後の農地後継者不足は17都府県で5割

を超え、山口県では47%です。10年後の平生町農地後継者不足は、平生町は地域計画の中では何%なのでしょう、お聞かせください。

今年の3月、令和6年度末の約束どおり、令和7年度末までに農業者、農地所有者に、1回目の座談会から3か月が過ぎましたが、今のペースで理解していただくことは可能なのでしょうか。これもお尋ねします。

○議長（中村 武央君） 暫時休憩をいたします。

午後1時26分休憩

.....

午後1時27分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 私からは、2回目の座談会の開催について、いつ頃なのかという御質問に答えさせていただきますが、その他につきましては、産業課長から答えさせていただきます。

2回目の座談会の開催でございますが、希望される地区には、今年度、第2回目の座談会を開催を予定しております。時期につきましては、農繁期の落ち着く頃と考えておまして11月頃の開催を見込んでおり、開催に当たっては、広報やホームページ等でしっかり周知できるよう努めてまいりたいと思っております。その後、座談会の結果を踏まえ、必要に応じて地域計画の改定を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中村 武央君） 吉岡産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（吉岡 文博君） 今御質問をいただきました、10年後の後継者不足の割合、地域計画に定めるものということでお聞きをいたしました。

まずその前に、先ほど言われました新聞私も見ました。今日、読まさせていただきました。その内容というのが、結局これ地域計画、これは全国一律でつくるものでございます。当然、全国で今農業の状況がどういうふうになっているか。これを把握するための、国としては大きな基礎資料となってくるものだというふうに私も認識をしております。

その中で後継者が決まっていないというふうに言われておりますのは、皆さんが守るべき農地だけでも作ってくれる人がいないよというふうに認めている農地ということになります。これは、平生町の中にも、もちろん守るべき農地でありながら、後継者いわゆる担い手が決まっていない農地というのはございます。申し訳ありませんけれども、このパーセンテージというのは出しておりませんが、要はこうした担い手の決まっていない農地に対して、担い手を今後決めていく、これが地域計画の座談会の大きな意義であるというふうに私認識しております。

そのためにこの地域計画の座談会、これは国によれば、年に1度を基本として地域の実情によ

って行いなさいということにもなっておりますので、先日1回目を行いましたときに、次の希望のあるなしを各地区でお伺いしましたけども、その中でまた必要な座談会というのは町のほうで設定をしていきたいというふうに考えております。

そして、今日の新聞の中では、私も新聞報道の中だけでの話でございますけども、やはりこうした後継者が決まってない農地があるということを国のほうも重く受け止めておりますので、これに対する事業が、今後、新たに創設されていくであろうというふうに私も考えております。そういう際には、今事業要件が満たせなくてできない地区にも事業ができるという可能性も出てまいりますので、そういった新たな情報があれば地域のほうにそういった情報提供、先ほど町長答弁いたしましたようにしっかりさせていただいて、皆さん方がしっかり話し合える環境整備を町としても協力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村 武央君） これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（中村 武央君） これより行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第34号「令和7年度平生町一般会計補正予算」から、議案第36号「令和7年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算」までの件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について」質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

続きまして、決算認定について質疑を行います。

認定第1号「令和6年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について」質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第2号「令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第5号「令和6年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までを一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第6号「令和6年度平生町下水道事業会計決算の認定について」から、認定第7号「令和6年度田布施・平生水道企業団水道事業会計決算の認定について」までを一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

続きまして、報告第3号「令和6年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告」から、報告第16号「地方公共団体の財政の健全化に関する法律における田布施・平生水道企業団水道事業会計の資金不足比率の報告」までを一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

これをもって、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更についてお諮りをいたします。一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、9月11日の本会議は休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に日程第31、決算特別委員会の設置、日程第32、委員会付託を追加いたします。

日程第31. 決算特別委員会の設置について

○議長（中村 武央君） 日程第31、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。認定第1号から認定第7号までの件を審査するため、議長及び議会選出の監査委員を除く9名の議員を委員とする決算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第7号までの件を審査するため、決算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長において、河内山宏充議員、細田留美子議員、岩本ひろ子議員、河藤泰明議員、中川裕之議員、中本敦子議員、中村一幸議員、長尾忠明議員、原真紀議員を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの9名が決算特別委員会の委員に選任されました。

ここで暫時休憩をいたします。午後1時50分、13時50分から本会議を再開いたします。

午後1時38分休憩

.....

午後1時50分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

ただいま決算特別委員会を開催し、委員長に河内山宏充委員、副委員長に中村一幸委員を互選したとの申出がありましたので、御報告いたします。

日程第32. 委員会付託

○議長（中村 武央君） 日程第32、お諮りいたします。議案第34号から議案第37号及び認定第1号から認定第7号は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会及び決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会及び決算特別委員会に付託することに決しました。

○議長（中村 武央君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、9月24日午前9時から行います。

午後13時51分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 武 央

署名議員 原 真 紀

署名議員 長 尾 忠 明

令和7年 第7回(定例)平生町議会会議録(第2日)

令和7年9月24日(水曜日)

議事日程(第2号)

令和7年9月24日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第34号 令和7年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第35号 令和7年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第36号 令和7年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第5 議案第37号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第6 認定第1号 令和6年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第2号 令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第3号 令和6年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第4号 令和6年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第5号 令和6年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第6号 令和6年度平生町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 認定第7号 令和6年度田布施・平生水道企業団水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 同意第5号 平生町教育委員会委員の任命について
- 追加日程第1 議案第38号 令和7年度平生町一般会計補正予算
- 日程第14 議員派遣について
- 日程第15 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第34号 令和7年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第35号 令和7年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第36号 令和7年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第5 議案第37号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

- 日程第6 認定第1号 令和6年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第2号 令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第3号 令和6年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第4号 令和6年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第5号 令和6年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第6号 令和6年度平生町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 認定第7号 令和6年度田布施・平生水道企業団水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 同意第5号 平生町教育委員会委員の任命について
- 追加日程第1 議案第38号 令和7年度平生町一般会計補正予算
- 日程第14 議員派遣について
- 日程第15 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

出席議員（11名）

1番 原 真紀さん	2番 長尾 忠明君
3番 中村 一幸君	5番 中本 敦子さん
7番 中川 裕之君	8番 河藤 泰明君
9番 岩本ひろ子さん	10番 河内山宏充君
11番 平岡 正一君	12番 細田留美子さん
13番 中村 武央君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君 書記 宮地 恵三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅本 邦裕君	副町長	友田 隆君
教育長	中本 稔君	会計管理者	金岡 泰史君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			中尾 和正君
地域振興課長	星出 一明君	デジタル推進課長	横田 佳幸君
町民福祉課長	淵上万理子さん	税務課長	三宅 秀昭君
健康保険課長	久保 秀幸君		
産業課長補佐兼商工観光班長事務取扱			吉村 浩志君
建設課長	伊藤 正晴君	環境政策室長	山本 和也君
学校教育課長	吉本 敏行君	社会教育課長	岡本 治典君
総務課財務班長	山本 順一君		

午前9時00分開議

○議長（中村 武央君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。なお、吉岡産業課長から欠席届の提出がありました。また、追加の説明出席者として、別紙写しのとおり提出がありましたので御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中村 武央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において中村一幸議員、中本敦子議員を指名いたします。

日程第2. 議案第34号

日程第3. 議案第35号

日程第4. 議案第36号

日程第5. 議案第37号

日程第6. 認定第1号

日程第7. 認定第2号

日程第8. 認定第3号

日程第9. 認定第4号

日程第10. 認定第5号

日程第11. 認定第6号

日程第12. 認定第7号

○議長（中村 武央君） 日程第2、議案第34号「令和7年度平生町一般会計補正予算」から、日程第5、議案第37号「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」及び日程第6、認定第1号「令和6年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第12、認定第7号「令和6年度田布施・平生水道企業団水道事業会計決算の認定について」までの件を、一括議題といたします。

これより所管委員会における審査の経過並びに結果に関し、委員長の報告を求めますが、認定第1号から認定第7号までの件を付託した決算特別委員会の報告は省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。それでは、河内山宏充総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（河内山宏充君） 総務厚生常任委員会は9月17日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。

採決の結果、お手元の資料にありますように、予算3件、条例1件についての議案は、全て全会一致で可決すべきとなりました。

主な質疑について申し上げます。議案第34号「令和7年度一般会計補正予算」について、情報政策費、委託料のデジタル活用支援員育成業務の内容と効果について質疑がなされ、県事業のメニュー変更があり、加えて支援員が減少していることから、支援員のスキルアップと新たな支援員の確保に努めていくこととして内容の見直しを行った。

相談コーナーは住民にも認知をされてきており、利用者も増えていることから、ニーズも高く効果のあるものと感じている。

また、夏休みを利用して中高生ボランティアにも参加いただき、すごく丁寧に説明をするため利用者の方から分かりやすかったという感想をいただいている旨の回答がありました。議案第35号から議案第37号は、質疑はありませんでした。

以上で、総務厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（中村 武央君） 次に、中村一幸産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（中村 一幸君） それでは、産業文教常任委員会の報告をいたします。産業文教常任委員会は9月18日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。

採決の結果、お手元の資料にありますように、予算1件についての議案は、全会一致で可決すべきとなりました。

主だった質疑を申し上げます。議案第34号「令和7年度平生町一般会計補正予算」の土地改良事業費の工事請負費の農業用水路等長寿命化・防災減災事業について、ため池は町内に143か所で町所有は11か所あるが、切開工事は今後も計画しているのか質疑がなされ、現段階で計画しているものは、このたびの補正予算に計上している今井地区の神出ため池のみである。

今後、地元からため池の切開の要望があれば、新たに計画に加えた上で、切開事業を進めていくことになる旨の回答がありました。

以上で報告を終わります。

○議長（中村 武央君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、議案第34号から議案第36号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で、議案第34号から議案第36号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第37号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で、議案第37号に対する討論を終了いたします。

続きまして、認定第1号から認定第7号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で、認定第1号から認定第7号に対する討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第34号「令和7年度平生町一般会計補正予算」を採決いたします。

議案第34号を両委員会に分割して付託した結果、両委員会とも可決すべきとの報告でありました。議案第34号は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第35号「令和7年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」及び議案第36号「令和7年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算」を、一括して採決いたします。

議案第35号及び議案第36号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第35号及び議案第36号は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第35号及び議案第36号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第37号「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」の件を採決いたします。

議案第37号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第37号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第37号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、認定第1号「令和6年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について」を、採決いたします。

認定第1号に対する委員長の報告は、認定すべきであります。認定第1号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定いたしました。

続きまして、認定第2号「令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第5号「令和6年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までを、一括して採決いたします。

認定第2号から認定第5号に対する委員長の報告は、認定すべきであります。認定第2号から認定第5号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、認定第2号から認定第5号は委員長の報

告のとおり認定いたしました。

続きまして、認定第6号「令和6年度平生町下水道事業会計決算の認定について」を、採決いたします。

認定第6号に対する委員長の報告は、認定すべきであります。認定第6号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定いたしました。

続きまして、認定第7号「令和6年度田布施・平生水道企業団水道事業会計決算の認定について」を、採決いたします。

認定第7号に対する委員長の報告は、認定すべきであります。認定第7号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定いたしました。

日程第13. 同意第5号

○議長（中村 武央君） 日程第13、同意第5号「平生町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。

去る9月10日に御提案申し上げました議案につきまして、本会議並びに付託常任委員会及び決算特別委員会におきまして慎重に御審議賜りましたこと、まずもってお礼申し上げます。

そしてただいまは、予算3件、条例1件、認定7件につきまして御議決を賜りまして誠にありがとうございました。

間もなく下半期に入りますので、事務事業の進捗に注意を払いますとともに、財政運営を含め行政の効率化に努め、住民生活の向上に全力を挙げて取り組んでまいり所存でありますので、議員の皆様方におかれましても、よろしく御指導いただきますようお願い申し上げます。

さて、本日御提案申し上げますのは、人事案件1件でございます。

それでは、同意第5号「平生町教育委員会委員の任命について」の御説明を申し上げます。

本町の教育委員会委員は4名でございますが、このうち伴浩一委員の任期が令和7年9月30日で満了となります。伴委員は、令和3年から現在まで1期4年間、本町の教育行政の推進

に多大なる御貢献をいただいております。

これまでの実績などを勘案いたしますと、教育に関する識見を有し、本町の教育行政の課題に対する的確な意見の反映が期待されることから、再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、町議会の御同意をお願い申し上げます。

以上をもちまして、同意第5号につきましての御説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答え申し上げますと存じますので、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中村 武央君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより、採決に入ります。本案について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、同意第5号は本案に対し同意することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を9時40分。午前9時40分といたします。委員会室で全員協議会を行いますので、御移動をお願いいたします。

午前9時17分休憩

.....

午前9時40分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

ただいま町長から議案第38号「令和7年度平生町一般会計補正予算」が追加提出されました。これを、追加日程第1として日程に追加し、議題にしたいと思っております。これに御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

追加日程第1. 議案第38号

○議長（中村 武央君） 追加日程第1、議案第38号「令和7年度平生町一般会計補正予算」を、議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ただいまは、追加日程の御承認を賜りましてありがとうございます。

それでは、御提案をいたします、議案第38号「令和7年度平生町一般会計補正予算」につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正内容につきましては、債務負担行為のみでございます。

補正予算書4ページの第1表、債務負担行為補正につきまして御説明申し上げます。

防災公園等整備事業における設計及び施工に要する経費といたしまして、本年度から令和10年度までの期間において、18億6,000万円を限度額として債務負担行為を追加いたすものであります。

本事業は、庁舎敷地内における未整備箇所及び老朽化施設につきまして、防災拠点として再編いたすものであります。

主な事業内容といたしましては、大規模災害発生時の避難所となり、平時は住民の憩いの場として利用できる防災公園を整備いたすほか、現行において災害発生時における応援職員の執務スペースとなる3号棟の機能に加え、備蓄倉庫及び支援物資集積所等の機能を集約しました事務所棟を建設し、災害時のみならず平時においても多目的に活用してまいります。また、消防団本部及び第1分団の機庫を移転集約し、消防団拠点施設の増強を図ります。

事業の実施に当たりまして、事業年度が複数年度にわたること並びに手厚い財政措置が講じられている緊急防災・減災事業債を財源として活用するためには、本年度内の契約が必要となることから、債務負担行為を設定いたすものであります。

なお、8ページに債務負担行為に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

以上で、議案第38号の説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じますので、御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 武央君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（10番 河内山宏充君） 2点ほどお尋ねいたします。まずは、この防災公園等整備事業に関わる全体の構想というか、いよいよデザインビルド方式で発注するということなんですけど、当初の計画では、住民の憩いのスペース、特に子供をターゲットにして複合遊具施設をというようなお話でした前にもお尋ねしたと思います、この件は、途中どういう経緯で変わっていったのか、その経緯について改めて再度お尋ねをいたします。

もう一点だが、先ほどの全体の詳細図面の中で、照明灯にUSBの電源供給機能を持たせると。1メートルぐらい浸水を想定することも。そうすると、全体的にこの防災公園整備の図面、ある程度浸水を想定されることになろうかと思うんですけど、一部だけではなくて。

そうすると、地盤高というのはどのように考えてらっしゃるか再度お尋ねをさせていただきたいと思います。この中には消防車両、それと色々な集積の荷物、防災物資等が1階にも集積されると思うんですけど、いきなり2階・3階には上がらないと思うんですよ。

そうすると、その間どのような扱いをされるかというようなこと、御検討を一応されてると思うんですけど、以上の2点についてお尋ねいたします。

○町長（浅本 邦裕君） お答えします。まず、第1点目の防災公園でございますが、私が初めに構想していたのが、遊具を使いながら防災機能のある遊具を使って造る公園を、と考えておりましたが、何分面積が小さくて大きな遊具を置くと、もうそれ自体でもう終わってしまうような感じですし、また、機能的に使えるということを考えれば、あそこを要するに平面にして、芝生を植えて誰でも寝転がれるようにして、いざというときには取り外しもしないでそのまま使えるというふうにしたほうが効率的ではないかなというのがありまして、私としてはあそこを、いろんなイベントに使える、外で行うイベントはあそこで、例えば今やってるメルカートも可能ですし、あの駐車場の周りにそういうフードセンターじゃないですけど、車を置いてみんなが食事できるような場所にもなるかと思っておりますので、あそこをみんなが本当に憩えるような場所にしたいという思いで、何もつけないで、遊具は使わないで、平面に寝っ転がれる、みんな憩いの広場として使いたいというのが1点でありまして、また雨が降る日は建物があるほう、この2階はかなりの広いスペースがありますので、あそこでイベントも可能かと思っておりますし、大きなイベントも可能ではないかなというふうに考えておりますので、両方使っても、雨でなければ、外も中もできるというような形にも使いたいということでありましたので、そういう判断をしたところであります。

それから、第2点目につきましては、総務課長のほうから答弁させていただきます。

以上です。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中尾 和正君） ただいま河内山議員から新しい整備をする事務所棟、ほかの施設についての津波の対応について、御質問をいただきました。

先ほども全協のほうで説明をさせていただきましたけれども、公園内にある設置を予定しております照明については、説明のとおり津波の対応として、USBの受け口については1メートル程度の高さを保つというふうに御説明させていただきました。

事務所棟につきましては、こちらにも現在整備いたしました新庁舎、それから2号棟と同様にグラウンドレベルを考えておりまして、今現在設置をしております津波に対応する防潮板ですか、これを新たに事務所棟のほうにも整備をする予定であります。高さについては、こちらの新庁舎並びに2号棟と同様の高さで設置をする予定であります。

また、新たに移転をします消防団の機庫ですけども、こちらのほうにつきましては、そういったことは考えておりませんで、津波という襲来が予想される場合には、中にある車両については浸水しないところに避難をさせて対応していきたいというふうに今のところ考えております。

事務所棟の1階ですけども、先ほども言いましたけども、1階の事務所については、防潮板を設置をして津波の侵入を防ぎますけども、そのほか平時は駐車場で、災害時には避難物資の集積所として使えます1階のピロティ部分ですけども、こちらについては津波に対して対応するのではなく、津波が襲来してその後、速やかに片づけを行って、集積所として使っていきたいというふうに今のところ考えておるところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） ほかに質疑はありますか。

暫時休憩をいたします。

午前9時51分休憩

.....
午前9時52分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、本案に対する賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） これをもって、討論を終了いたします。

これより、採決に入ります。議案第38号「令和7年度平生町一般会計補正予算」を採決いたします。

議案第38号は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議員派遣について

○議長（中村 武央君） 日程第14、議員派遣についての件を議題といたします。

議員派遣についての件は、お手元に配布の文書のとおりとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣についての件は、お手元に配付の文書のとおりに決しました。

日程第15. 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

○議長（中村 武央君） 日程第15、委員会の閉会中の所管事務等の調査についての件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定によって、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（中村 武央君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和7年第7回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前9時54分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 武 央

署名議員 中 村 一 幸

署名議員 中 本 敦 子